

日本灌漑水利に関する私法学的研究 (其の 3)

土 屋 生

—— 後編 実証的研究 ——

第 1 章 緒 論

灌漑水利権の本質は、灌漑水利を媒介とする人対人の社会関係であるから、この権利の法律的構造は、一定の歴史的な性格を備えた農村社会の性格を構造に反映することは勿論であり、且つ自然的条件としての水の存在形態・技術的条件としての自然水を用水化するための用水施設築造技術、すなわち農業土木技術及び用水の効用を基礎として展開する農業生産技術、其他経済的、政治的条件等、灌漑水利権の内容その他に影響を及ぼすことが少なくないと考へられるのであるが、これらの点についての分析は極めて稀である。

日本に於けるこれらの点についての研究業績は、最近発表された渡辺洋三氏の「農業水利権の研究」がある(註1)。これは著者が「はしがき」で述べているように、農業水利権を、解釈学の立場からではなく、法社会学の立場から、農業水利権の構造並に水利権と社会構造との関係の分析に重点をおいている著作である。その外に、これに類似する労作としては、宝月圭吾氏の「中世灌漑史の研究」(註2)、喜多村俊夫氏の「日本灌漑水利慣行の史的研究」(註3)、木下公士氏の「水利と農村構造」(註4)、馬場昭氏の「水利と部落構造」(註5)等が主なるものである。私は、これら諸氏の研究業績を出発点として灌漑水利権を規制する諸要因について若干の考察を試みるであらう。

(註1) 昭和29年6月、東京大学出版会刊

(註2) 昭和25年12月、目黒書店刊

(註3) 昭和25年12月、岩波書店刊

(註4) 農業経済研究、第22巻、2号

(註5) 農業経済研究、第23巻、4号

第 2 章 灌漑水利権と農村構造

第 1 節 序 説

灌漑水利権は、灌漑用水を媒介とする農民対農民の関係であるから、農民の集団としての農村社会を農民の土地所有・身分関係をめぐって形成される構造面に着眼するならば、この水利権と農村構造の間には、相互依存関係の存在を認めることが出来る。

従来、この点に着眼して、研究を試みたものは、前章でふれたように、喜多村氏の「日本灌

漑水利慣行の史的研究」, 木下氏の「水利と農村社会構造」, 馬場氏の「水利と部落構造」, 渡辺氏の「農業水利権の研究後編第1～2章」があるが, 喜多村・木下両氏の研究は, 水利慣行の農村社会への依存関係の分析であり, 両氏とも, 農村社会の非近代性は, 水利慣行の非近代性に依存するとなし, 喜多村氏は, この水利慣行の非近代的性格の温存されている理由としては, 第1に, 日本農業が水田を主とする農業であること。第2に, 明治維新が日業農業の内部構造に関する限り, 何らの変革が見られなかったからであると指摘している。

馬場氏の視点は, 喜多村・木下両氏の研究を足場として, 部落構造の水利慣行への依存関係について分析され, 水利慣行の非近代性は部落の半封建的構造に依るとなし, 長野県伊那郡美和村非持部落の事例を引用して, 旧支配層たる地主層が農村部落の支配層であり, それが亦水利の支配者であって, 水利秩序は今次農地改革によっても, 変革されておらぬと結論されている。

渡辺氏の研究は, 農村社会を水利との関係で眺めるなれば, それは水利社会であり, 水利共同体であるとなし, 農業水利権との関係で見れば水利権の第一次主体としての共同体であると規定し, この水利共同体の支配関係が水利の支配関係であると指定し, この水利共同体の支配関係は, 内部的には地主階層が, 特権的・優位的地位に於て優位に用水を利用していること, 外部的には明治・大正・昭和にわたりて, 近代法的・個人法的制度の導入により, 用水団体の公法人化制度を利用して, これら法人の役員層を構成することによりて, 管理運営面から水を支配するといふ関係に於て, いづれも地主層が水の支配者であると指摘し, その関係は今次農地改革によりても変革されていないと緒論している。

以上4氏の論述は, いづれも従来一般に意識されていた点, すなわち, 農村は現在に於ても, 依然として近代社会化せず, その封建的性格が灌漑水利権の封建的性格に反映しているといふ点を, 具体的事例によって指摘しているのであるが, 封建的性格を帯有する封建的水利権としての灌漑水利権そのもの形態その他については, 渡辺氏の法学的研究を主とするものでも十分に明らかにされていない。

従って私は本章において, それらの点を主たる課題として取りあげて見たい。

第2節 具体的事例

前節において摘示したる課題を実証的素材によって解明するためには, なるべく封建的性格が強く残存していると見られる水系を選定し, その水利関係の様相は如何であるか, それがまた, 如何なる部落構造により支へられているか, 今次農地改革によりて如何なる変化が生じたかについて, 調査する必要がある。

その目的に従って, 私が昭和29年7月～9月にわたり調査せる千葉県東金市大和の雄蛇池水系の実相について述べて見よう。

(1) 雄蛇池

東金市養安寺と山口村の境界に位置する所に古来より白鳥沼と称する小沼があったが, この沼は慶長の初期において, 雄蛇池に名をあらためられたのであるが, 水量きわめて少く, 近隣の用水としては, ほとんど利用価値は認められず, 当地方の田地は旱害を受けること甚だしき状態であった。

徳川家康の時代, 代官島田伊伯之を愛い, 慶長9年より同19年に至る10年の歳月を費やし, 溪谷と水田に堰堤を築造して, 貯水池とせる池にして, 池の総面積25町歩余, 水源保護のため, 入会山林20余町歩がある。貯水池の地籍には, 養安寺の田地を包含しておったため, 慶長7, 8年頃水下10ヶ村(山口, 田中, 福俵, 台方, 辺田方, 高畑, 押掘, 川場,

堀上、大豆谷）は、養安寺に対し、地籍の代償として、替地の提供と、この地の居住者に移転料を提供して、承認を得たのであるから、築造当時から10ヶ村の入会地として独立の一區劃をなしていたが明治22年町村分合当時に大和村に編入され、今回の町村合併により、東金市に編入されたのであるが、10ヶ部落入会共有地たることには変りはない。

昭和9年農林省補助のもとに、増水工事を起工し、同17年完成してから、灌漑面積、1200町歩余となり現在に至っている。

（2）用水組合

池及用水の管理統制に任ずる組織として、雄蛇池用水組合がある。慶長以来の申合団体に於て江戸時代の村（現在の部落）を構成単位とする部落連合組合である。

此の用水組合には2つの機関がある。すなわち、意思機関としての参会と、執行機関としての堰守がある。

参会は各部落の代表者として、田中部落2名、其他の部落1名を以て構成されており、毎年3月の峰廻りの時及び番水のときに招集される。

各部落の代表者の選任は旧慣に基づき推薦制をとっている。

以前は、この代表者は水利委員として部落長以外のものが、その位置についたのであるが現在は区長が代表者を兼任する形になっている。

従って井組の各区の水利代表者は区長になると共に、水利委員であるといふ二重の側面を有するものである。

尚この代表者は従来は特定の家格のある地主層が輪番に選任されておったが、現在は若干変質している。

任期も相当長期にわたったようであるが、現在は2年交代であって、名与職である。

堰守は慶長以来世襲制を守り、現在も築造当時の堰守であったといわれている八郎兵衛の子孫である松戸重太郎及分家の坂巻子之助の両氏がその任に当っている。

世襲制の理由については、明らかでないが当地の古老の語るところによれば、池築造の当時に先祖の八郎兵衛は池築造について特別の功績を立てたがため堰守に任ぜられ、以後代々堰守に任ぜられるようになったといふことである。

堰守の任務の主なることは、

(a) 番水の執行、(b) 池及入会山の管理、(c) 井組及各部落への連絡、(d) 参会に関する庶務会計、(e) 其他

以上のようになっている。

堰守に対する報酬は番給と称せられ、年額玄米4石8斗で、食糧管理法施行以前は、現物で支給されていたが、現在は生産者価格に換算して金銭で支払はれている。

この番給の財源は、左の負担割にて各部落より徴収されている。

田中3斗、大豆谷3斗、山口、福俵、台方、東金、押堀、堀上、川場、各6斗。

右に依って見るに、田中及大豆谷は、他部落の半額であることがわかる。

大豆谷の半額なるは、水利権の強弱関係を示すのではなく、当部落は部落内の水田には全然配水を受けておらぬが、部落民の内、田中等へ出作している者に対する配水への負担額として、半額を支払うわけであるが、田中部落の場合は、水利権の強さを示すと共に地元なるが故に、池の直接管理に任じておるといふ理由に基づいている。

参会招集の手續は、峰廻りのときは、田中代表者より各区、代表者に毎年3月に参会の日時、場所を通知するを以て通例とする。峰廻りは池の周囲を一廻りして、池の破損箇所の有無を検査し、破損箇所あるときは、旧慣により、田中部落の番水量半減の処置を取ると同時

に破損箇所を修理せしめるためである。

番水必要のときに行ふ参会は、田中代表が任意に招集するわけではなく、3部落以上より番水の要求があるときはじめて招集日時、場所を各部落に通知するわけであるが、実際には、2部落より要求があるときは、田中部落を加え、3部落となし、規定に従って招集されるようである。

参会の議席は次に示す如く、旧慣により定められているがこれは、各部落の水利権の強弱関係を或る程度まで表現しているようである。

副議長席	田 中	台 方	東 金	堀 上
議長席	田 中			
	山 口	福 俵	大豆谷	押 堀
				川 場

議長、副議長は田中代表が独占している。明治以前は山口代表が議長及び副議長の席にあったが、明治年代に入ってから、両者の間に地元争が起り、田中の勝利となり、それが現在に及んでいる。

議事は多数決によらず、全員一致の制度を取っているが、これは形式で実際には、田中代表の発言により全員賛成の形をとっておることである。

参会の定足数については、特別の規定はなく、慣習的には3区代表の出席でも開会され、決議も行はれている。

参会の権限は次の事項を議決することである。

- (a) 番水に関する事項。
- (b) 池及幹線水路の維持。改修に関する事項。
- (c) 水利費負担に関する事項。
- (e) 池及入会山の利用に関する事項。
- (f) 其 他

(3) 番 水

此の地方においては、灌漑期に於ける雄蛇池の水を特に「番水」と称し、他の小川からの用水と区別している。

雄蛇池用水でも、苗代仕付のための水は特に「苗代水」と称している。

各部落の水田は、一般に番水田と地水田とに区分している。番水田は雄蛇池の水に完全に依存する水田であり、地水田はそれ以外の水、すなわち、小野川と滝川の溝渠から用水を受けることの可能である水田の意味である。

番水割は参会に於て、順位が決定されるのであるが、それは旧慣に基づいて行はれることは次の議定書に依っても明らかである。

雄蛇議定一札之事

1. 番水引取方の義は是迄の通り取計可申事。
1. 池普請等にて水切干候節は、一同相談の上、取計可申事。
1. 大水にて空川より溢水、悪水受の義は、東金町筋杉崎樋、下田中、福俵川共双方分量致し悪水受可申事。
1. 当子年之義番水一廻り引取、7月13日大雨にて樋口留切置候処、鮎、雑肴等漁之為殺生人共の仕業と相見へ、樋口は勿論埃払板共取捨、下郷大水にて、及迷惑両口共塞き

呉れ候様月番併堰守八郎兵衛方迄申越候処、八郎兵衛等閑置候始末不行届候に付、己来右様の節は、明和度取極の趣意も有之に付、田中村役人にて精々差図致し、一同迷惑無之様、取計可申事。

1. 夏中早続番水出切冬水溜り兼候節は、山口村共申談、小野川流水せり入成丈け余度に水溜り候様取計世話可致事。
1. 大雨にて、雄蛇堤破れ候節は、忽廻状差出次第村々宰領人足召連等、閑不相成様取計可申事。

右議定の趣聊致遺失間敷候、依之為取替一札而如件

天保11子年8月9日

関係村名主連署

この様に、番水割は旧帳に依るのであるが、その順位は、一定しているものではなく、参会の都度異なるのである。

分水量は水田面積に依るのではなく部落単位として、大豆谷部落を除いて平等である。次に最近の番水割の例を示さう。

昭和26年の事例

1. 番水、8月11日参会にて決定。

日	時	水 量	順 位
8月12日	午前7時	2 寸	山 口
" 13日	午前11時		
" " "	"	2寸5分	福 俵
" 14日	"		
" " "	"	3 寸	田 中
" 15日	"		
" " "	"	5寸2分	堀 上
" 16日	"		
" " "	"	5寸8分	川 場
" 17日	"		
" " "	"	6寸4分	押 堀
" 18日	"		
" " "	"	3寸5分	台 方
" 19日	"		
" " "	"	7寸8分	東 金
" 20日	"		
" " "	"	4 寸	大 豆 谷
" 21日	"		

右の事例は一つの例を示したにすぎないのである。

この番水は毎年行はれるのではなく、その年の用水の必要度により、早ばつの年には多く回数が行はれるのである。

明治以来の記録によれば、最も多く行はれたのは、昭和15年の大早ばつのときで、4番水まで行われているが、平年は1番水又は2番水である。

順位に於て、山口が第一順位にあるのは、水利権の優越を示すといふわけではなく、山口の地盤が高位にあるので水位の高いときに引水せねば通水困難であるがためである。

大豆谷の半量は前に述べた理由に依るのであるが、田中の場合は、往古に於ては大豆谷同様に他部落の半量であったのであるが、明和3年の次の取極めにより、他部落と同じようになったのである。

雄蛇池水面定証之事。

9 九ヶ村用水雄蛇池の義、古来より8ヶ村1昼夜宛番水引来候処、近年池水不足5月上旬の内、池水涸れ仲間村々一統致難儀候雄蛇池之義者、出水湧水等無之、天水溜池の義、依之当年仲間寄致相談意趣者、右溜池霖雨又者大雨洪水の砌、池水溢、堤通り無覚束為心得、古来より空川堀置候此場所毎年仮留め切普請之義故、平生川魚等に被破殊に、急雨の時杯者、被押破池水甚致不足自然と用水不足の年及数度候に付、此度相談相究り、水門の笠木下端面より溜水一盃之以分量水面、杭立置、田中村名主役人惣百姓に至迄、相頼水面杭一盃に水溜り候様に、世話仕候筈に相極り申候、依之水半割余計に為引取、番水ハヶ村併に引取可申候田中村の義者、右溜池番水日割の義、大豆谷と組合両村にて相立勿論普請入費等も、両村にて一ヶ村分差出来候。

此度溜水世話仕候に付、仲間村々同様に番水引取候筈に相極り申候、然る上者、雄蛇池之義、白今田中村中申合昼夜堤空川通迄、心を付水面杭一盃に水溜申筈に相極候。

然共天災者、格別年々3月中立会致之節致等閑候義有之候はゞ、番水申分割を以引取可申定候、且溜池普請人足諸入用等は、是迄之通大豆谷村、可為同様候、為後証仲間村々連印仍而如件

明和3年戌6月12日

田中村外関係村名主一同連署

此の文書によれば、田中村は他村と同量となると同時に、池の管理責任を負担するに至っている。

もしこの管理を怠り、池に破損を生ぜしめるような場合は、番水量半減せしめられる取極めとなっており、その破損の有無を検するのが例年3月に行われる峰廻りと称するものである。

しかしながら、此の取極めが根源となって池の直接の管理責任と管理権とが田中に帰属することとなり、長年これが慣行として実行せられる間に、遂に田中部落は、これが特権的な形態を形成するに至り、現在においては、各種の点に、他部落に対して、優越的地位を有している。

分水方法は、分水尺に依る水深の測度と時間とを兩者併用しているが、現実には分水尺によって決定されることになる。

すなわち、1昼夜番水となっているが、水尺により割当を行い、所定の水量を放出せなければ時間内であっても水門は閉されるからである。

そのような方法で分水された水は、100 樋又は 50 樋を通過して各部落に配水されるのである。

（4） 百 樋

百樋とは大和村田中字御堂法に設けてある土樋である。従って構造、大きさ、材料、伏替の位置、設置権者、立会権者が旧慣により定められている。

構造その他を示す文書としては、次のようなものがある。

百樋定法

1. 樋長 1丈5尺
1. 口内法 4寸8分
1. 同横 6寸8分
1. 振り 6寸8分
1. 勾配 1間に付4分下り

右者訴答扱人並立会村々一同先祖議定之通尚又、此度相改絵図相認双方へ連印為取替、置

申候処相違無御座候以上

天保12年丑5月

樋は福俵部落が杉板を材料として製作し、これが構造その他規定に合致しているか、否かは、東金、台方、押堀、川場、堀上部落が検査し、これに合格して伏替し得るのである。

工事は東金の監視のうちに福俵が行ふのである。此の伏樋は寛永5年にはじめて施設されそれ以後17回の伏替が行われている。

寛永5年以前は流込みであったのだが、当時の取極めにより伏樋に変更されたといふことである。

伏替工事に関する古文書として次のものがある。

覚

1. 金五百疋

右は去16日百樋伏替に付立合、台方村下4ヶ村へ酒代書面金子被下樋かに受納仕候

慶応3年卯6月19日

福俵村御役人衆中

5ヶ村総代

台方村 名 主

この古文書によれば、福俵村は樋伏替に対し、監視権を有する東金方に監視の「お礼」として金銭を支払っている。

又この百樋は、灌漑期、すなわち、6月中旬から8月中旬頃迄毎日昼夜交代で、福俵部落から監視人2名宛を出して監視しているのであるが、これも旧慣に基づくもので、もしも、その監視を怠るときは、「3日間堰場に曝らし申可候」との制裁規定により制裁せられることになっている。

百樋周辺の川ざらひについては、樋尻を1回4月下旬に福俵にて実行してもよいことになっている。

(5) 50 樋（駒込樋）

山武郡丘山村小野字駒込にある坎樋のことである。此の樋は百樋と不可分の関係にあり、この樋より流出する水は滝川筋に合流するので滝川筋の用水使用権は、台方、東金、押堀、川場、堀上、福俵が保有するも、この50 樋より流出すべき用水の管理責任は福俵が負ふべきものであるから、この樋を「福俵村用水駒込樋」といはれている。

寛永18年定の手形によると、「此上、駒込樋留め申候を若し見出候はば、水番の者折檻仕3日間堰場に曝らし可申候」とある。

50 樋の伏込は足利時代の初期であるが、年代は明らかでない。

樋は山口部落が製作し、福俵部落が3寸6分の寸法を有する定規を用いて「トコロテン」を押出すようにして検査する。

伏替については、山口部落が福俵部落の検査に合格した樋を用いて、台方外4部落の代表者監視のもとに伏替工事を施行する定めである。

この事実を示す文書は年代は新しいが、次のように記されている。

通 知 書

50 樋改造伏替工事4月5日午前10時に起工工事実行致候間立会参加可相成此段及通告候也

大正7年4月3日

山口区工事責任者

台方外4区御中

樋の構造、寸法、材料等を示すものとしては、次の文書が見られる。

第1. 土樋材及構造

土樋は杉材にして中、経7寸5分位の丸太を用い、之を8分、2分位に挽き割り、8分の方に3寸6分の穴を貫通し、2分の方を以て蓋として之を釘付とす。

第2. 樋の据付方

樋頭の方は、土留板の厚さ丈け四方より削り、四角とし、尚下底の丸見を削り、平面とし、先側の川敷面と平衡し、据付ある土台面に載せ、端口板に喰込ましめ、樋穴の下面を川敷に準せしめ、樋尻の方は、大枕を振り立て、其頭へ樋の下底の丸見を削りその平面を結付安定を計る位置方向は凡て前例に従ひ、旧樋に準じて据付けられる。

第3. 流し

流し構造の材料は松厚板を用い敷へ、小土台3丁、上中下段に据え、之れを釘付け、滝流し本位に基き、急勾配に据置くものである。

第4. 杭

すべて杉丸太にて末口4寸位の材料を用ふ。

第5. 土留板

土留板は総て松厚板を用い、摺合を注意す。

大正7年4月20日

大和村山口区

50 樋工事責任者

（6）通水及部落内の配水

参会の決定により分れされた水は、堰守及水利委員の管理のもとに、山口、田中は、小野川筋及新用小路により、福俵は、小野川及滝川両川筋に於ける50 樋・百樋を通じて旧東金関係部落は50 樋及新用水路を通じて、各部落に配水される。

各部落においては、当該部落に於て選任したる水利掛により、各部落毎に定められたる基準にしたがって、部落内の小部落及農民に配水されるのである。

1 例として福俵部落の配水の実相を次に述べよう。

此の部落は荒井・西門・東門・宿・小野・蛇島の6つの小部落から構成されており、参会の決定により、分水された水は水利掛の手に移るのであるが、この水利掛は専門の吏員ではなく、区吏員が番水の行われたとき、に部落内の用水管理の任に当ることになるので、平素は区吏員として部落の行政一般に任ずるわけである。

その区吏員の構成は、区長1名、区長代理2名、会計係2名、一般吏員4名、計9名より成り、各部落から1～2名推薦されて、部落の寄合にて決定されるのである。

区吏員に選任される者は、農地改革以前は地主層で独占されていたが、現在は耕作農民からも進出していることは、後で部落構造の項において見る通りである。

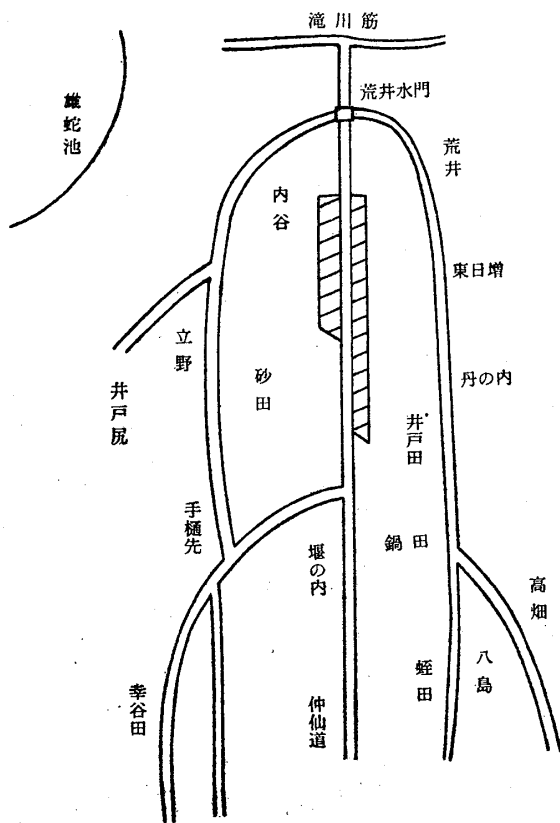
かくして選任された、区吏員たる水利掛の管理により配水されるのであるが、それは次の方法がとられる。

（a）滝川筋を通ずる用水。

此の用水は（1）図の示すように、東日増、西門、荒井、丹の内、高畑、八島、蛭田、内谷、新畑、砂田、井戸田、堰の内、仲仙道、前置、幸谷田、手樋先、井戸尻、下谷、立野、鍋田等の地区に配水されるのであるが、荒井水門（一名勘兵衛樋）により、本流7、内谷方面2、日増方面1の割合で分れされるのである。

分水された水は、上流より順次に農民個々の水田に配水されるわけである。

(1) 図



(b) 小野川筋を通ずる用水。

此の用水は(2)図のように、1丁目、2丁目、上3丁目、下3丁目、山口田、蛇新田、蛇田の地区に配水されるのであるが、各地区への分水割については特別の定めがなく、上流から順次に配水されている様である。

両用水とも、農地改革以前は、早ばつのはきは、地主中心に配水されたとのことであるが現在は耕作者全体に公平に分配することを原則として、水利掛の管理下で行はれるわけであるが、実際にはそのようにはなっていないと住民は述べている。

(7) 用水譲渡

用水権の売買は行われておらぬが、用水そのものの譲渡は、部落対部落、農民対農民の間で行はれている。

例へば、田中と福俵、台方と東金等には多く見られるようである。

いつれの場合も、完全なる売買の形ではないようであり、一方の部落の余水を他方に分けてやるといふ程度で、これに対して、「お

礼」といふ形で相手部落の水利掛が簡単な会食をする程度の酒肴を贈っている位である。

この地方では、用水権は農地に附随していると考えているので、用水権それだけが、移転するといふ現象は、したがって見られないで、農地所有権と共に用水権も移転すると意識されている。

(8) 水利費

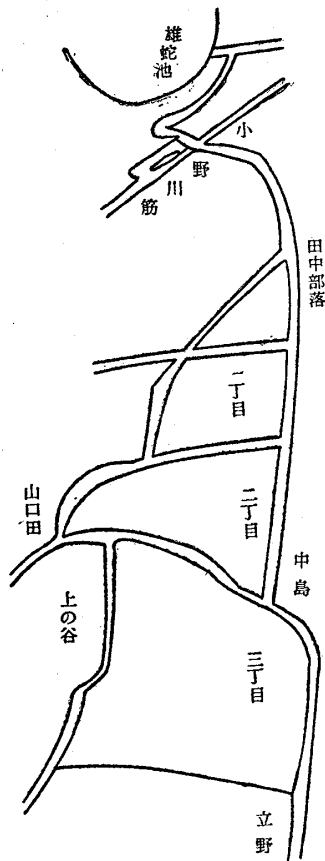
池及幹線水路の管理費・会議費、番給等は用水組合より直接支払はれる。その財源は水利費として別個に徴収されず、区費の中から用水組合に納入される。

区費は、福俵部落の例によれば、農地改革前は一部分を全戸数の戸別割に、大部分は地主に対して、地租1円に付き20銭の割合で、賦課しておったが、農地改革後は、耕作面積割が5割、所得税割が4割、戸別割が1割といふ比例で賦課するようになった。

各部落の用水組合との水利費負担の割合は、田中と大豆谷が他部落の半額で他は平等である。

田中の半額なるは地元であると同時に、池及入会山の管理責任を負担するが故であり、大豆谷の半額は分水量の半額なるによる。分水量の半額なる理由については前に述べた通りである。

(2) 図



用水路支線及部落への通水、部落内の配水管理に要する経費は、各部落が単独で負担するから福俵区のように、用水のために、灌漑期における50樋及百樋の堰番の経費等相当多額になるようである。

（9）水 論

現在残存せる古文書（註1）について水論関係を拾って見ると次のようである。

年 代	当 事 者	原 田
承応3年	養安寺対用水給合	養安寺農民が入会地耕作し溜池埋立する
明暦元年	同 前	同 前
寛文2年	同 前	同 前
貞享2年	小野対山口外2部落	50樋伏替
〃	台方対東金方63部落	分 水 割
元禄6年	同 前	同 前
明治20年	福俵対、東金方4部落	川ざらへ

以上によれば、池築造当時における争論は、池のために田地を失ふた者と用水団体との間に水源地の開墾をめぐる展開されていることは次の文書により明らかである。

乍恐以御目安、訴訟申上候

1. 大岡宇右衛門様御知行所、上総国養安寺村申分御座候に付、御訴訟申上候。

先年島田伊伯様土気東金領御代官被成候時分、同御領之内、養安寺村雄蛇と申谷御座候を40年以前、溜池被下10ヶ村にて高7000石余之用水に罷成候。依之御公儀様、大分之高御引養安寺へは、近所、山口村之御水帳之内為池代、高146石3斗2升6合之場御渡被成候所に、養安寺村之者、池之内へ年々田地仕出し申に付、池埋り、狭く罷成り水下過才不作致候事、以下略……………

右之通少も相違無御座候、則養安寺村之百姓召出被仰付被下度委細口上に可申上候

以上。

承応3年午7月11日

上総国東金領

田中村外10ヶ村

御奉行所様

貞享年代よりは、用水路に於ける配水割をめぐる争論がくり返されている。

これらの争論が如何なる手続を経て解決されていたかを示すものとして、明治28年の争論について、示せば次のようである（註2）

訴 状

原告（464名 氏名略）

原告総代 柴太郎左衛門

被告（159名 氏名略）

総 代 実 方 莊 輔

（1）請求の目的

山辺郡大和村田中地内において、大井筋の水流を県道を斜断して、被告方に分水する所の百樋称とする樋を

1. 樋 長 1丈5尺
1. 口内法 4寸8分
1. 同 横 6寸8分

1. 振 6尺8寸
1. 勾配 1間に付4分下り
1. 横口内法の上面より水乗2寸5分
に改造を請求す。

右見積価額金150円也

（2）請求の原因

本件水路の源に2流あり、1は山辺郡山辺村杓掛谷より出て、同郡丘山村山田、小野を経て、字駒込に至り、埋樋を通し来るもの、他は同郡丘山村滝、丹尾、油井の谷間より湧出し来るもの、此2流同郡丘山村油井字待橋に至り合して1流となる。之を大井筋と称す。その本流は、すなわち、原告東金町の内、台方、東金、押堀、川場、堀上の田方用水にして、その支流は大和村田中地内に於て、県道を斜断せる樋長1丈5尺、口内法4寸8分、口横6寸8分、振6尺8寸、勾配1間に付4分下り、樋口内法の上面より水乗2寸5分の樋を被告費用にて設け、之より引く所の水は、被告福俵の用水なり。

之を百樋と称す。そして右樋の改造又は、修繕をなすときは、必ず原告の立会を要すべきに被告は、明治27年10月19日、百樋の伏せ在る個所の工事を改造するに当り、原告の立会を求めず、専断の処置をなし、特に樋口の内法縦横4分以上宛を広め、勾配5分3厘の大差を生ぜしめたり。

之れがため原告等の水利に莫大なる損失あるを以て、明治27年10月22日より今日に至る迄、被告に対し、数回談判に及びしも被告は言を左右に託して、原告の要求に応せず依って止むを得ず出訴に至れり。

（3）一定の申立

右の次第なるを以て、被告は原告に対し、山辺郡大和村田中地内に於て、大井筋の水流を県道を斜断して、被告方に引く所の百樋と称する樋を先規の如く、長1丈5尺、樋口内法4寸8分、同横6寸8分、振6尺8寸、勾配1間に付4分下り、樋口内法の上面水乗り2寸5分に原告立会の上、被告の費用にて改造すべし。もし被告にて工事の改造をなさざるときは、原告に於て、前記の通り、改造し、被告は、その費用の全部を支弁すべく、且つ「百樋に関する工事一切については、関係者たる台方、東金、押堀、川場、堀上の5区は必ず之れに立会ふべき事」及び訴訟費用を負担すべしとの判決相成度候。

（4）証拠方法

1. 被告答弁の次第により数多の証書奉呈可仕候。

（5）附属書類表示

1. 訴訟代理人委任状2通。
但副本には写を添へず。

明治28年7月6日

右原告総代人 柴太郎左衛門

右訴訟代理人 本間弥三郎

千葉地方裁判所

八日市場支部御中

右の訴提起に対し、被告側、福俵部落は、訴訟代理人宇佐美弁護士外3名連署にて、答弁書を提出しているが、それはここでは省略する。

結局、裁判所の判決に持ち込むことなく、和解によりて解決されているので、その和解の経過を記して見よう。

第1回和解日記

8月7日、本漸寺、西福寺、本福寺の住職は、田辺慎一郎を代人として、出張せしめ、本件仲裁致し度に付、その扱人たる人の選定方を一任せられたしと、当方之を承諾す。

同人は、服部友次郎外5名を扱人に指名す。

8月23日、服部以下の扱人仲裁に立たる。

8月27日、扱人に対し、当方より左の要求書を差出す。

第1. 樋伏替は、和解成立の当日より、向ふ30日間に規定通り行ふべき事。

但し、此期間に先方にて仕上げざるにおいては、当方にて工事改造可致に付、実費150円先方にて負担すべき事。

第2. 百樋の工事は大小に関らず、すべて当方の立会を要すべき事。

第3. 用水損害の償金として300円福俵より差出すべき事。

8月28日、先方よりも扱人に対し答書差出す。同日扱人等は百樋の状況取調のため現場に出張する。

8月29日、左の答書提出さる。

第1. 樋伏替は、今後6ヶ年を期間と定める事。

第2. 右に付ては、寸方広まりおり、水下に提害をかけるに依り、現在の樋の内に板を打付け、規定の寸法通りとなす事。

同日夕方福俵より、1週間の延期を請はれしとて交渉は中止す。

9月5日、原告側より左の案を提出す。

第1. 明年3月10日限り、樋伏替之事。

第2. 右に就いては、当方に対し、満足の契約をなすこと。

第3. すべて工事には当方の立会を要する事。

9月6日、扱人よりの談示左の通り。

第1. 樋伏替は現在の樋を据置、今より3ヶ年を限り改造の事。

第2. 普請立会は無論之を為す事。

右に対し原告側は左の答をなす。

第1. 伏替期限は1年半とする。

第2. 右期間は現在の樋内へ角板を樋頭上り樋尻まで入れる事。

9月7日、先方より挨拶あるべき筈なるも終日何事もなし。夜に入り、扱人より延期の談示を受く。同日先方は最後の区総会を開き、評決の上解答すべければ、明日午後まで待たれたしとのこと。

9月8日、扱人より談示あり。

第1. 樋伏替は、明後30年3月限りと定め、その間樋は有形のままたる事。

9月9日 委員5名の外、布施甚七、内田家治之助、高宮辰治郎、来会、評議により左の答をなす。

第1. 樋伏替は明年の入梅前10日限りの事。

但其間は現在の樋を据置くも、右期間に工事を終らざるに於ては如何なることをなさるも異議なしとの条件付契約を取結ぶべき事。

第2. 樋の据方は、現在の樋頭の内法上面を以て標準を定め、新樋を据へ替ふべき事。

第3. 総ての工事に立会ふべきは無論たる事。

扱人は前談をとりて動かず、依って当方は明10日区総会を開き、其の評議の模様を持ち寄り、更に委員会に於て、確定の上扱人に挨拶することとす。

9月11日、扱人に対し、最後の解答をなす。暫くにして、扱人より交渉不行届の談示を受

く。ここにおいて談判決裂する。

以上が第1回和解日記のそのままである。

これに続いて第2回の和解が試みられたのであるが解決に至らず、第3回の和解を経て解決されている。

第3回和解経過は次の通り、

11月21日、新旧扱人すべて、藤木屋に集合、

第3回仲裁を始む。

11月23日、当方より、為取替証草案を差出す。

11月24日、委員の外伊藤当大郎外6名出席す。此夜実方、鶴沢、飯塚の扱人より修正案を出され、大体異存なし。

11月25日、大体まとめ、同夜扱人は本証書仕上げに従事す。此間双方とも委任状調印方の準備をする。

11月26日、双方委任状の交換をなし、証書を調印すべき日なるを以て、当方委員、藤木屋に会せしも先方は1名も来らず。

11月27日、先方はついに来らず。依って当方は左の事項を扱人に対し要求し散会す。

1. 今回の交渉決裂するにおいては、扱人は裁判所に対し、今日までの事実の真相を陳述すべき事。

1. 来30日迄に成否の挨拶なきにおいては、其翌12月1日当方5区民一同招集し、吾々委員5名の進退を決すべきに付、扱人は集会場に臨み、その顛末を報告し、責任のある所を明らかにせられ度事。

1. 是迄の扱費用は先方破約に付、其全部先方にて負担すべき事。

11月29日、扱人より事成就せりとの報あり。

12月1日、夜扱人は証書交換準備に忙しく、双方に対し、10数回の打合あり、一同徹夜す。証書交換は、先づ扱主任の命により双方委任状の交換をなし、次に為取り替証書を、次に指定証書を交換し、次に双方より内法中心云々の証を扱人に差入、次に、当方は扱人より150円の担保証を受取り、最後に、旧証即ち9月27日作成の証書類一切を消印して、之を焼却す。右にて手続を終了し、双方各室に引取りたり。

12月2日、扱人及双方一同小宴を張り、終りて無事散会する。

以上が第3回の和解手続を経過して、解決された顛末を原告側にて記録された日記の一端である。

(10) 部落構造

次にこれらの灌漑水利関係が、如何なる村落の経済構造によりて、支えられているかを便宜上前に述べた福俵部落について見ると。

(a) 職業人口構成（昭和27年）

次の表で明らかなように、この部落の職業は殆んどが農業であり、従って純農村的な性格が強い部落と見る事が出来る。

職 業 別 人 口

職 業	世 帯	人 口
農 業	125	681
商 業	2	11
大 工	1	7
屋 根 職	1	6
石 工	1	6
佐 官	1	5
公 務 員	6	28
其 他	11	47
計	138	791

(b) 耕地、山林所有別構成

(イ) 昭和20年度の構成

面積	地目	田	畑	山林
5反以下		34戸	56戸	8戸
5～10		16	3	1
10～15		8	1	0
15～20		6	0	2
20～30		5	0	0
30～50		1	0	0
50～100		0	0	0
100以上		2	0	0
計		72	60	11
面積合計		1564反	172反	72反

(ロ) 昭和27年度の構成

面積	地目	田	畑	山林
5反以下		53戸	84戸	8戸
5～10		23	3	1
10～15		15	0	0
15～20		3	0	2
20～30		3	0	0
30～50		1	0	0
50～100		0	0	0
100以上		0	0	0
計		98	87	11
面積合計		1564反	172反	72反

(イ)、(ロ)の表から明らかなように、この部落は、畑及山林の所有は極めて少面積であり、山林に於ては、1町歩以上の所有者は2戸に過ぎず、総戸数は11戸に過ぎない。

亦畑に於ては、1町歩以上は、1戸に過ぎず。殆んどが5反以下である。

従ってこの部落の農業経営は、水田のみに依存しておると見ることが出来る。

水田単作地帯として性格を明らかに示す部落であるといふことが出来るであろう。

(c) 経営構成

以上のように、この部落の農業経営は、水田に殆んど依存しており、畑の農業経営上の意義は小さいので、次に水田を中心とした経営構成を示さう。

(イ) 昭和20年度の経営構成。

経営面積	自作	自作兼小作	小作	計
5反以下	8	13	0	21
5～10	4	22	0	26
10～15	7	31	0	38
15～20	5	18	0	23
20～30	0	6	0	6
30以上	0	0	0	0
計	25	90	0	115
面積合計	249反	1315反	0	1564反

(ロ) 昭和27年度の構成。

経営面積	自作	自作兼小作	小作	計
5反以下	0	3	0	23
5～10	0	3	6	18
10～15	3	9	17	7
15～20	2	10	5	6
20～30	0	3	2	1
30以上	0	0	0	0
計	5	28	30	55
経営合計	66反	474反	529反	492反

この表の示すように、農地改革により小作及小作兼自作の階層が消滅しているが、経営面積の構造には余り変化がないことが分る。すなわち、今次の農地改革は、この部落の実態から見れば、唯農地の所有権を耕作者に或る程度まで移転する機能を果たしたと見ることが出来る。

この点に於て農地改革の目的の一端を達成し得たと見ることが出来る。

(d) 区吏員の耕地所有及経営面積

区吏員が同時に水利掛となっているので、部落の水の管理機関構成員たる区吏員の経済的基礎を明らかにしてみよう。

（イ） 農地改革前区吏員たりし者

氏名	改革前の面積		改革後の面積	
	経営	所有	経営	所有
A	177.04 畝歩	240.28 畝歩	177.04 畝歩	240.08 畝歩
B	287.15	270.00	287.15	170.00
C	182.01	91.17	182.01	91.27
D	224.22	122.07	244.22	172.07
E	165.21	138.12	165.21	138.12
F	201.04	146.27	201.04	146.27
G	186.21	43.12	186.21	43.12
H	144.22	40.16	144.22	40.16
I	188.14	184.12	188.14	184.12
J	185.05	110.12	185.05	110.12
K	147.20	307.17	147.20	307.17
L	94.27	91.17	94.27	94.27

（ロ） 農地改革吏員たりし者

氏名	改革前の面積		改革後の面積	
	経営	所有	経営	所有
M	76.16 畝歩	11.14 畝歩	76.16 畝歩	76.16 畝歩
N	180.04	55.26	180.04	180.04
O	251.14	76.15	211.14	180.28
P	134.17	0	134.17	91.17
Q	144.23	140.02	141.22	121.04
R	144.22	40.16	144.22	140.27
S	175.16	0	175.16	140.03
T	128.28	88.22	128.28	88.22
U	287.15	270.00	287.15	270.00
B	287.15	270.00	287.15	270.00
D	224.22	172.07	224.22	172.07
J	185.05	110.12	185.05	110.12

この（イ）、（ロ）からこの部落は、山林所有面積が少なく、山林所有の広狭が村落支配に殆んど意義を有せざる水田単作地帯に於ける村落支配の関係は、農地（水田）所有関係が決定的な要素であることを示している。

今次の農地改革を契機として、この部落の支配階層は一変した様相を示している。そして、わづか3戸のみが幸じて、その支配層としての地位を保持しているにすぎない。

この3戸は部落内の上層部に位し、農地改革の前後を通じて、所有並に経営規模に於て変更なく、自作農層に属しているのである。

（註1）、（註2） 志賀吾郷宅所蔵「用水資料」

第3節 む す び

以上の実態調査の結果から、本章の課題とせる問題点について、知ることが出来た若干の事項を抜き出して、考察を加へて本章の結論としたい。

第1款 灌漑水利権の主体と内容。

前節の事例における灌漑水利権の主体は、近代法的に見れば、用水団体たる雄蛇用水組合に帰属しているといふべきであらうが、そのような見解を取るとすると、事象の全体を説明するに不十分なように思われる。

何んとなれば、事例にあらわれているように、用水路の重要な部分に樋が設置されており、そのうち、最も重要なものは、50樋と百樋であるが、これらの樋の設置並に管理権は、用水組合の構成単位としての部落に帰属していることは明らかであって、これを用水組合自体の管理権と見るとすれば、用水組合の執行機関たる堰守によりて行使されるか、又は、堰守の代行機関として、部落吏員が執行すると見なければならぬのであるが、そのような理論構成は無理であろう。

そこで私は、この灌漑水利権を、近代法上のものと解釈せず、封建法的性格を帯有せる、封建的水利権と解釈したいのである。

そのように考へると、封建的水利権は、渡辺氏も指摘するように（註1）灌漑水及これに関連する施設に対する使用収益権と行政的管理権及私法上の占有権とが未分化の状态にある所の単一的権利でなく、総体的水利権である。従って、その権利の内容は、不明確ではあるが、用

水施設管理権、分水権、通水権、水流変更権、用水使用権等の或る程度まで、独立性を認めることの可能な個別的単一的水利権に区分することができる。

この内容に対応して、水利権の帰属主体を考察することが、封建的性格を有する水利関係の実態を理解するに便利であるようである。すなわち、水利権の内容たる個別的水利権の全部は、用水組合に帰属するけれども、その帰属性＝主体性の強度は、すべてに対して平等ではなく、現象的に見れば、施設の管理権と分水権が最も強く表現されていて、その他は不明確である。しかし通水権、水流変更権、用水使用収益権の主体ではないといふことはできない。

それらの権利、すなわち、通水権、水流変更権は、構成単位たる部落への帰属性＝主体性が強度にあらわれ、用水使用権は、部落内の農民に主体性が強度にあらわれるものであると解せられるのである。

そこで封建的水利権たる灌漑水利権は、構造的に把握すれば、複合的重疊的構造を有するもので、近代法上の水利権とは相異なるものであると言はねばならまい。

この構造は、入会権について、成能教授が、指摘されている（註2）が、その入会権と同一のものではなからうかと思ふ。

従って封建的灌漑水利権は総有権的構造を持っているものであるといふことができる。

以上のような前提に立って見ると、前に見た50樋及百樋の管理権は、用水組合にも潜在的第一次的には帰属しているけれども、第一次的には関係部落たる福俵部落・東金外3部落に所属するものであるから、現象的には、これらの部落が、用水組合とは別個に行使することになり、その管理を媒介として通水並に分水の機能を発揮するものであると解するのである。

したがって、もしも樋の管理について問題の発生せる場合は、先づ当事者間に於て、解決不可能なときは、用水団体全体の問題として取り上げられることによって、用水組合の潜在的第一次的管理権が発動されるといふことになるのは、前節水論の項に於て見たとおりである。

次に用水団体そのものについて見るに、この事例では、村落連合組合で法外組合としての申合組合である。私の調査経験からすれば、用水団体は、法的には、水利組合法・耕地整理組合法等の近代法的制度を導入し、近くはこれらの制度を、より資本主義化して、土地改良法となし、用水団体をすべて公法人化しているが、これは形式的に見た場合に言ふことが出来るのみで、農村の実態そのものは、余り変貌されておらず、ちがった実質に、形式だけ具備していると思われるのである。

千葉県の場合によれば、形式的には、土地改良区として公表されているのが大部分であるが実質的には、村落組合的なもの、水利組合的なもの、耕地整理組合的なもの、土地改良区的なものの五つの類型的な型態が見られる。

換言すれば社会的存在としての、用水組合は、純粋な型態で存在せず以上五つのものが混合されたような型態で、村落的なものと、土地改良区的なものとを両極として各種の段階のものが存在しているのである。

従って、この用水組合の法的性質も、形式的に、一義的に社団性を有する公法人的なものだと断言することはできない。

或るものは、組合性が強く、或るものは社団性が強いといふのが実態である。

しかし、一般的に言い得ることは、古い用水団体は、組合性が強く、しかも未だに、立法の支配を受けず、申合団体たるものも存在するのである。近代土木技術を採用することにより、用水施設を媒介とする用水団体は、土地改良法を基礎とする土地改良区として、社団性を明確に示すものもある。例へば本県の例によれば、両総用水土地改良区等がある。

次に農村構造との関連から、権利主体の帰属関係を見ると、封建性の強い農村程、用水団体

は村落組合的であって、しかも部落へのこれらの個別的水利権の帰属性が強化されていて、第一次的に部落そのものの支配権が発動され、農民個人の水利権は薄弱であるようである。

最後に用水団体の構成単位を見るに、水利組合法、耕地整理組合法は、地主を構成単位としたが、土地改良法では、耕作農民と変更されている。

この点については、用水団体そのものが、存在形態が一義的でなく、五つの類型的存在であるから、その存在形態によりて、それぞれに対応する構成要素をなしているわけである。しかしながら、明治年代に導入された、近代法に基礎を置く、水利組合法、耕地整理組合法は、地主を構成員と規定することによって、必然的に、形式上は水利権を土地所有権に帰属せしめるといふ法的機能を発揮したように見られるが必ずしもそうではないようである。

したがって、農村の実態としては、地主のみでなく、小作人も構成員となっている事例が多いようである。唯、水利権そのものが封建的権利であるがため、そこには権利者間に、強弱関係のあらわれていることは否定し得ないのである。

このように見て来ると、今次の農地改革による水利権に対する影響は、水利権の主体関係の変貌もなくはないが、それよりも、水利関係の近代化をはかり、それにより、水利権者の平等化を或る程度まで達成したものと見ることができるであろう。

勿論、この問題は、灌漑水利権の附従性の問題として、農地に附随するか、耕作権に附随するかによりて、理論の進め方が異なるであろう。その点は項をあらためて考察することにしよう。

（註1） 渡辺詳三，農業水利権研究

（註2） 戒能通孝，入会の研究

第2款 灌漑水利権の強弱関係。

前に述べた事例において、雄蛇用水組合内部にて、部落相互間に水利権に対して、強弱関係があらわれていることは明らかである。

すなわち、構成部落の内、優越的地位にあるものは、田中部落にして、この用水組合の、意思機関たる参会に於ける議席並に発言権の強大なる点、及必要なる経費の負担関係に於て有利なる地位を占めているのである。

そこで、この用水組合に於て、何故に優越的地位を占めておるのであるか、優越権形成の根源は、田中部落が地理的に地元たる位置にあると同時に、この溜池築造に於ける田中部落の名主たる現在その子孫にして堰守の地位にあるものの祖先が特別の巧績をあげたるに起因するとされているのである。

ところで集団に所属する財産権にして、その集団の構成員間に権利の強弱関係が存在するといふ事象は近代法上の権利の場合は、その集団が *gesellschaft* 的であれば、集団の目的達成のために出資を必要とするなれば、その出資額に比例するものであり、その集団が *gemeinschaft* 的であれば出資額によるのでなく構成員間に平等であるのが一般である。

しかるに、用水団体の場合、近代化されたる土地改良区の場合は別として、一般に強弱関係の存在するのが見られるのである。

これ、すなわち、慣行としての灌漑水利権が封建的水利権たるの特色でもある。

従来の調査例によると、水利権の強弱関係の現象的側面は、番水の順位、分水量の多少、経費負担の多少、施設及用水管理への参加程度、用水に便なる土地所有の獲得等が主なるものであり、これが形成される要因としては、

(a) 自然的地理的条件即ち地元の有無。

(b) 水利権取得の時期の先後。

- (c) 水利施設築造に関する巧績の多少。
- (b) 歴史的・政治的理由。
- (e) 旧田と新田との関係。
- (f) 社会的・経済的理由。
- (g) 施設及用水の管理責任の多少。

以上の要因の1～2又は全部の混合に依存するものである。

同一水系に二つ以上の用水団体の存在する場合又は、規模なる用水団体内部の強弱関係は(b)又は(d)の要因に因るものが多く、部落内の強弱関係は(f)に依存するものが多いようである。

従って水利権の強弱関係と農村構造との関係は、部落内に於ける用水支配の関係をめぐって展開されることが多いと見るべきであろう。

前の事例から理解されることは、現象的には、分水量、番水順位等には比較的表はれておらず、水利費負担の多少、又はその形態といふ面と、施設及用水管理への参加程度といふ間接的な側面に表現されているのである。

例へば前に見た福俵部落の場合では、農地改革の前後を通じて、多少耕作農民への傾向は見られるけれども、依然として、地主的自作農層が用水管理の権能を保持しているようである。

すなわち、部落内に於ける水利権（用水使用权）の強弱関係は、水田の所有関係と不可分関係にあることが、前の事例から理解される。勿論山林所有関係が、優位的地位にある部落に於ては水田所有だけに一義的に決定されるものではないことは前に述べた通りである。

水田所有を基礎とする場合、単なる所有ではなく、在部落内の農業経営と直接結びつく地主即ち、在村の地主的自作農が強い水利権を有するようであり、不在地主は土地所有は水利権支配には、その機能を発揮していない点は、木下氏が農経研究第22巻2号で指摘している通りである。

今一つの水利強弱関係の表現形式としての水利負担の多少及形態に於ては、負担量そのものとしてよりは、負担の形態として、あらわれてくる傾向がある。

例へば、小農層及小作農層は「川ざらい」、堰番等の労力による負担が多く、役職に就任するものは地主的自作農が占めることは前示の福俵部落の構造分析から明らかである。

第3款 灌漑水利権の附従性と譲渡性。

前述の事例に於ては、灌漑水利権が農地所有権に附随し、農地の移転に伴って移転し、水利権だけ独立に移転する現象は見られていない。

しかし、この事例をもって、本邦灌漑水利権のすべてについて言ふことは不可能である。何んとなれば、制定法上の権利であるならば、或る程度まで、一義的に権利の性質、内容其他を確定することが出来るが、我が国のように水利法典を有しない国では、この権利は、慣習法上の権利が大部分を占めているのであるから、慣習法上の権利は、各地域の政治、経済、社会その他の特殊性に依存する点が多いのが普通である。

従って或るものは、独立性を有するが、或るものは農地所有権に附従しているといふ現象が存在し得るのである。

しかし、従来の調査事例によると、土地所有権に附従しているのが原則のようである。

例外的に認められる独立性については、従来の研究者並に、農林省調査報告書の中にあらわれているので、これらの事例について若干の考察を試み、用水権が農地から分離し、その独立性を保持し、売買譲渡される根拠を明らかにしよう。

先づ第一の事例としては、淡路国三原郡の水田地域に見られる「田主」慣行がある（註1）。

「田主」は特定の用水源に依存する人工用水の水利権の所有者であり、又水利権者の組織する組合の名称でもある。

従来当地方に於ては、天然の降水のみでは、水田経営が困難であったのであるが、近世中期以後水田の増加するものが多く、かような事情に対応するために、新開発田の発起者＝出資者であった当時の地主階級の主導の下に、地主が築造費を負担し、耕作者が労働力を提供することによって、溜池その他の用水施設を創設し、それ以後永く灌漑水源として利用しており、此の設備によって獲得したる、灌漑水を利用する権利は地主が保持し、之を利用する耕作者は対価として小作料を支払ひ、此の用水権を毎年借り入れるのが所謂「田主」である。

換言すれば、用水施設の築造者による耕作者への一種の売水制度と見ることができよう。

「田主」は新田開発に伴ふ水利施設の整備にしたがって、この地方に慣行化して来たのであるが、明治中期以後に、此の権利を確実ならしめるために、「田主」の組合を組織し、「水券」と称する証券を発行して、田主惣代の保管する「水券台帳」に記載し、その売買に際しては、裏書をなし、記名式株式証券と略同様の形式を具へるものとなし、従来の口頭契約による権利にすぎなかったものを明文化し、その所有用益の関係を一段と明らかにしたのである。これは明らかに灌漑水利権が附従性を脱し、独立の財産権として、譲渡、売買の対象となっていることを示すものであろう。

第2の事例は、新潟県佐渡郡長江川筋下横山の水利慣行である（註2）。

この水系に於ける用水施設としての、上江用水堰の築造の年代は明らかでないが、調査書の記する所によれば、文明年代の頃、吉井地頭藍原大和守と長江地頭名古屋氏との婚姻を契機として、藍原領下の横山、三瀬川、水渡田、細田等の住民が自由に、長江山に薪炭を求めることが出来るようになったと同時に、長江川一の関にて、河川を分けて、吉井本郷立野野山、三瀬川、水渡田、細屋、瀧端に至る約300町歩の灌漑をなし得る基礎を築いたとのことである。

その後慶長年間に水路を拡張し、耕地開発に伴へ、新用水路を掘り現在に至っている。

下横山村は、長江川上江筋大江の流を受け、上横山の流末に位しており、用水不足に際しては、上、下両横山の間に番水を実施し、上横山24時間、下横山12時間で交互に引水する。そして、下横山12時間の水は更に之を午前・午後の2部に分ち、東十三株、西十二株の2組によって交替配水せられる。

すなわち、下横山の番水引水権は25に分割せられ、此の分割せられた持分＝株を所有するものでなければ番水は与へられないのである。

この25の数は、番水株の創始以来変化はなく、現在に至っているのであるが、此の数は、慶長古検当時の農家戸数、しかも検地帳面において、本百姓たる得る有資格の農家数を基準として決定されたのであると伝えられている。

この下横山の番水に当てらるべき全用水の、25分の1の水利権はこれを「1番」と名づけ、4番で1組、最後の1組のみを5番とする合計6組の組織をなし「水落番定書」を作成して、番水株の名の下に、その株の所有者名を記し、毎年横帳に製して、番水株仲間の回覧にする定めとなっている。

番水株の名が地名と共に、人名を冠するものが相半しており、しかも、慶長年間に定められた番水株としての「番」が百姓個人に与へられ、その後持主が変化しても、同じ名で伝えられている。

番水株は、各農家に属するのであるから、引水に当っては、番の所有者は、それぞれ分水の個処たる江口に登って水を引下し、各自の責任に於て、その所有田に灌漑するのである。

時代の経過に伴ひ、戸数の増加と耕地移動を生ぜしにかかわらず、株数は固定せる結果として、1戸当りの耕地面積の広狭より来る水の過不足現象は、番水に余裕ある者と不足する者との間に番水株について分割移転の現象を生ずるに至る。

そして、田地の売買には、番水の譲渡を表はす水証文を添へる事が慣例となり、その売買には村役人が連印で移転の事実を保証する方法がとられたのである。

この事は、番水の売買が田地の売買と相並んで社会的事実として存在せることを示すものである。

田地の売買と同時に行はれる場合が多いが、必ずしもそうではなく、「振水証文」によりて、番水のみ売買される場合もあるのである。

明治年間に入ってから、番水株売買形式は同様であり、江戸時代の村役人に代って、戸長、惣代の奥書が行はれたが、明治31年以後は奥書は廃止され、売買当事者の印のみとなり、現在に至っている。

第3の事例としては、京都府乙訓郡向日町上植野の水利慣行がある（註3）。

上植野は、用水源としては桂川から堰によって導かれた小畑川から分派した和井川、小井川がある。

小畑川の水量は過去に於ては、相当豊富であったが、現在では、著しく減じ、夏季の灌漑期には河表に殆んど全く流水を見ず、川底に伏越樋を設け、伏流水、滲透水を集めているのが、上植野の番水の対象となる主要水源である。

番水割は、全村が3組半に分れ、各組は更に少く4組になり、3番半の各1番組が1昼夜宛の引水をなし得る権利をもっている。

そして、この番割は、水田面積によるのではなく、農家戸数を基準とする点は、前の事例と同じであるが、時代の変遷に応じて、番水割にも変化を生ずる点が相異なる。

この様に、番水割は、農家戸数に割当てたものであるから、村内に居住する不耕作地主にも割当てられ、それを小作人に与へているのである。

このように、番水割は水田に附属せずして、上植野に居住し、水田を所有し、或は耕作に従事する者全体の共有となし、これが各戸均等に割当てられるから、田地の売買とともに之にもなつて移転することなく、又新に此の村に移住して耕作者となり、或は分家した場合には、新に番水割に加入することが出来るし、又村外に移れば番水割を受け得る権利は消滅するのである。新加入の希望者は区長に申込み、区長は之を各組の中、戸数の最も少ない組に編入する。各組は之を拒むことは出来ず、又新加入金も徴収されない。この上植野の番水割の特色は、人に所属するけれども、割数は固定するものではなく、増減すると共に、同村内に現住する事実が番水引用権取得の基礎条件としているので、番水権は村外に移動し、個人に集中することなく、耕地と分離して、単独には現象的には移転しなかつた点である。

以上の事例から、灌漑水利権が田地から分離する原因は次の点にあると緒論することができるであらう。

（1） 用水施設の築造目的が自己の農地に灌水することを目的とする以外に、他に灌水することによりて、何んらかの利益を得んとするために用水施設が築造されたことに起因するものの。

事例1の「田主」慣行はこれに起因するものと見る事ができよう。

（2） 人為的に水利権を農家又は、総合人たる村落に帰属しめたるに因る場合。

事例の2は、人為的に水利権を農家に帰属せしめ、しかも水利権を有体物化したことによりて展開されている現象である。

事例の3は、特別の事由により、水利権を村落に帰属せしめた現象である。村落に帰属せしめている根拠は、用水量の絶対不足を最大原因とし、又は同村落内の水田面積が農家戸数に比べて少ないため、他村への耕地の流入を防止し、又は入作による村内耕地の実質的減少を防がんがためであると推定することも出来るであらう。

以上述べたように、灌漑水利権は、田地に附従することが原則であったが、例外的には、その独立性を保持し、独立の財産権として、譲渡移転されているのである。

しかし立法論としては、日本農業のあり方として、その附従性は農地所有権ではなく、耕作権に附随せしむべきであらう。

（註1）農林省、農業水利情報（昭和25年）91頁以下

（註2）農林省、水利慣行調査書（昭和9年）4頁以下

（註3）同 前 書、81頁以下

第4款 灌漑用水争議。

前に事例として、述べたる用水争議は、同一用水組合内部に於ける、部落対部落の争であって、その争議の原因は、用水路に於ける樋の伏替に関するもの、すなわち、用水施設の改造を基因とするものである。

この外用水争議の原因となるものは、各種存在するが、その主なるものにつき、先人の調査報告書の中から取上げて見よう（註1）。

事例1. 滋賀県蒲生郡宮井・中津川両井組の用水争議

宮井・中津井は、蒲生郡苗村を貫流する日野川の南岸に、上下約百米を難れて存在し、共に「湯上り」と唱へて、日野川の上流部に向って川底を掘浚へ之を水源としてゐる井組である。

其の掘上りの長さは、宮井が6町30間、幅2間分だけ掘上る例であるのに対して、中津井は単に、川幅の分だけ斜に対岸まで掘るに止ってゐる。

しかし、実際には、宮井組も6町30間は表面上であって、例年2町程度で止んでいる。これは6町30間も2町もこれによって得られる水量には差がないからである。

明治10年に、中津井組が、宮井組と同じように川上への掘上げを行はんとして、県の許可を得て、日野川筋両井堰の中央に当り、方2間の枠を伏せ込み、そこから高さ3尺巾4尺の吸込樋を新設したことに起因して両井組は水論を起している。

この用水争議の原因は積極的に水源を獲得する目的のために行はれる川浚へによるものであると見る事ができる。

事例2. 滋賀県阪田郡出雲井「乞水」の水論。

近江国阪田郡出雲井乞水に際して、対岸の浅井郡相撲庭村がその用水取入口たる大井の入口に「分木」を打つことは中世末の天文年間から始まっている。

この「分木」を打つことによって、郷里庄が、出雲井を切落して引水する所謂「三度水」に際して、大井が郷里庄に対する優越権により、出雲井の水の流下するときにも、大井の堰止を切放つ事なく、三度水の来る直前に、堰口の水深を調べ置き、翌早暁三度水の流下するときに前夜の水深を示す「分木」を立て、それ以下の下水は出雲井堰の切落しによって流れ下ったものではなく、本来姉川原を流れてゐた水であり、郷里庄の横井に先んじて、相撲庭村大井の引水権に属するものであることを示すのである。

出雲井の「乞水」に際しての紛争は、天文22年のものが最も古く、それ以来、天保10年、宝暦10年と記録されている。

争点は、分木の打つべき位置に関するものであり、すなわち、天文年間のものは、このと

き、郷里庄側は「分木」を「内井タモト」に打つべしと主張し、相撲庭の百姓は「井口」に打つべしと主張せるによるものである。

要するにこの争議は、分水尺としての「分木」に起因する紛争である。

事例3. 岐阜県席田井組の水論。

これは、文化9年における岐阜県席田井組の上流上保、北野、芝原、春近、石原、福田地三つ橋の諸村と下流の利益を守らんとする井組の対立である。

すなわち、上流の要求するところは、真桑井組と席田井組との間の番水が開始されるときは、席田井組内の通水配水は直ちに之を停止し、仮令井組の内に未だ通水配水の行渡っていない村があっても、井組の村々は一同平水に立戻り、通水中は、真桑井組との間に、「平均水」の名によって席田6分、真桑4分の水が下ってゐたが、番水の開始とともに、18時間席田組は根尾川の全水量を得て、水量は残り4分通りをも増した筈であるから、その4分の増水分は井組の惣村々で受けるように配水せよと申込んだのである。

井頭は之に反対して、通水の必要な所以を説き、もし上流村々の要求の如く処置するならば、上流のみは通水が済み、下流は未だ行渡らざるに之を中止し、4分増の水を惣村々で承ける事となつては、又川上の村々が勝手に小川毎に堰止めて引水する結果となり、川下へは一切水は流下せず、川下は早くから旱田を生じてゐるのに、通水の漸く来る頃になって上流で留切られ、その中に次の12時を真桑方に譲り、その後に席田方へ落して川上から順次番水で配水するとなれば、下流は丸3日程も旱田のままで置かれることとなる。

したがって、真桑方との間では番水となつても、未だ席田井組の内を通水の一巡しない間は、そのまま続け、山口分水所で4分の増水となつた分は、井頭の考により、その分だけ通水の時間を減ずればよろしいのであって、上流側の主張するようにすることは下流の早損を益々甚くするものであると主張して争となつたのである。

この争は、番水制度の技術的不備に基づくものであるといふことができよう。

事例4. 泉州堺東郊大仙池水系の水論。

これは、大仙陵池水の樋抜の時期を廻る、舩松、中筋両村の争である。

寛永3年此の両村は、植付期日協定が不調になり争となつてゐる。

此の場合、舩松村の主張は次のようである。大仙陵池は外の池とちがって水溜りが悪く、昨年8月から当年4月迄にようやく2合程の溜りにすぎなかった。その上百余町歩の田地を持つのであるから、この池水の引用は、池下村々に都合のよいように、それぞれ勝手に引用するようなことは到底不可能で、常に池水の節約を心がけ、当年のようなときは荒苗代水は天水をもってする外なく、舩松から中筋へ右の旨を通達した所である。

しかるに中筋側は右の申出に応じないばかりでなく、舩時（注）の時期についても、舩松との協定に應せず、1～2日の遅速を取り上げて問題とし、勝手に代官所へ試へて、中筋の望のままに舩時（注）をしている。

もし中筋の言ふように播種を早める必要があるとすれば、中筋よりも多分の苗代を持つ舩松が播種期を遅らしむべく申込する筈がない。

池元村たる舩松が、池の樋の開閉権を持つは当然で、これに従はざるは不当である。苗の植付時期についても、この善悪につき充分考慮を払つてゐる。この池の水が、前年来の溜り水5合以下の時には、植付には池の水を使用しないために夏至の雨を待ち、夏至にも尚降雨のないときには半夏生雨を期待し、とにかく天水で植付けるのが例である。

従つて植付期は、夏至から半夏生迄を最中と考へている。植付には池水を使用しないと主張している。

これに対して、中筋側は次の如く反対した。今年の田植は、5月10日から13日までを旬と考へ、そのために粃蒔を3月11日にする予定であったところ、舩松は16日と主張したために、北庄村庄屋の囁を以て、両村共14日に粃蒔を行ふ事に定めた。

しかるに舩松は14日に粃蒔を行はず、15日に中筋とは別に池の樋を抜き、16日に粃蒔をすませた。

又植付の旬後水が稔りに悪影響を及ぼすことは昨年の例でも明かであり、中筋は夏至前後を植付と考へ、昔から近在村々と同時に植付を行っている。

舩松には、大規模な手作百姓が多数存し、中筋には、それがない。したがって、舩松にとっては、植付の旬がおくれ、そのために収穫が減少しても生計に影響する所は少いであらうが、中筋においてはその影響は甚大であるから、一層植付の旬には注意を払ひ、たとへ植付後に池水が絶え、井水を汲んで養ふ必要が生じて、中筋の百姓は植付をさへ失はぬ限りは耕作に精出すものであると主張して争となっているが、この争は、農業生産作業に於ける適期に関する見解の相異に起因するものである。

以上列記したる事例から、用水争議の原因は次のように要約することができる。

- (1) 堰、樋等水利施設の新設、改造、変更によるもの。
- (2) 分木及分水石に起因するもの。
- (3) 通水作業に起因するもの。
- (4) 農業形態の相異に基づく引水適期の不一致に起因するもの。
- (5) 番水制の不備に起因するもの。

そして、この用水争議は特色として、農民相互間の場合でも、共同体たる用水団体相互間の場合でも、突発的に発生する場合が多く、しかもそれが一時きわめて強烈であるが、長期間に亘り計画的に行はれることは稀である。勿論、部落対部落、用水組合対用水組合の場合は、その争が集積することにより、宿敵の如く対立して、対立的な社会関係を形成する例もある。

用水争議解決の過程は、前節事例で述べたように、裁判所其他国家権力の直接干渉によって解決される事例は、大規模なもの以外は少なく、多くは当事者間における和解又は妥協工作によって解決されているのである。

特に部落内における農民相互の間に発生せる争はそうであることは、文献的には見られないが実態を調査して見ると多いのである。例へば私の調査した千葉県内でも次の事例がある。これは農民の談ずるところを記録したのであるが、

事例1.

「此の部落内で事件の発生したときは、大体村中の「ダンナ」の家でおさめるか、又は、区長さんの家でおさめる。事件は普通は駐在巡査には訴えない」（千葉県山武郡福俵部落）（昭和29年8月調査）。

事例2.

「水争ひ等部落内の争は区長か又は実行組合長の家で仲直りをする」（千葉県市原郡菊間村菊間）（昭和30年8月調査）。

このように、用水争議が、和解又は妥協工作によりて解決されているといふことは、大竹秀男氏が法制史研究第3巻185頁以下で指摘しているように、江戸時代における水論訴訟が内済主義の原則を取り来たったことにも一つの原因があるであらうが、それと同時に、この内済主義を必然ならしめた日本農村社会の性格にも依存することを見逃してはならない。日本農村社会の前近代的性格は、客観的事実、客観的基準に基づく、黑白の評価を媒介とする社会秩序の維持を原則とする段階に達せず、具体的なる人間の權威に基づいて争を解決するといふ手段に

よって、農村秩序を維持しているのである。

すなわち、「顔の権威」による秩序の維持である。しかも、これらの現象は、私の考へるところでは、農業自体が不動の土地を基盤として成立しているがため、農民の居住の不自由性が職業移転の不自由と結合し、宿命的に農民個人の規範意識が、共同体意識のために押しつぶされて、「うまくやって事を荒だてずに仲直りする」といふ態度となって現われるのではなからうか。

しかも村落内の有力者と称する人物がこの共同体意識を自己に有利に利用することによりその側面から農村を支配するといふ機能を果しているのである。

（註1）喜多村俊夫，日本灌漑慣行史的研究，429頁以下

第3章 灌漑水利権と水の存在形態

第1節 序 説

灌漑水利権に関係ある外在的要素は、水利社会の構造以外に、水利権の客体としての水の存在形態も、水利権の性格、内容等を制約する要素であると考へることができる。

勿論水の存在形態が水利権を制約する機能は、他の要素との補完関係に於て、発揮する場合が多い様であるが、ここでは他の要素を捨象して、視点を水の存在形態との関係についてのみ置いて考察することにする。

灌漑水利権の客体としての水は、その存在形態から、河川、湖沼、溜池、地下水、泉等各種に区分せられる。

そして、人と水との関係を灌漑との関連で眺むれば、人間関係は次の四つの段階的關係が存在する。

- (a) 自然水を灌漑用水化する過程の人間関係。
- (b) 灌漑用水の直接使用可能状態を作出する過程に於ける人間関係。
- (c) 灌漑用水使用過程に於ける人間関係。
- (d) 用水の自然水化の過程に於ける人間関係（排水過程）。

従って、水の存在形態の相異によりて、各段階、特に自然水を用水化する過程における人間関係に相異を生ずることは当然と言はねばなるまい。

勿論その現象は、具体的には、水の存在形態のみに依存するものでなくして、農業土木技術の発展段階と補完的關係にあるのであるが、仮りに一定の技術段階を前提とするならば、斯様な緒論に到達するであらう。

ところで、灌漑水利権と水の存在形態との関係を取りあげるに当って、すべての存在形態について検討することは、現在資料の制約から不可能であるので、代表的存在形態としての、河川と溜池について、対照的に若干の問題点を指摘して見たいと思ふ。

我が国に於ける灌漑水利権の客体として、代表的なものは、近代以前は主として溜池が利用せられ、明治、大正以後近代的治水技術の導入により、各地に河川灌漑が行はれるようになったのである。

従って、灌漑小水利権と河川及溜池との関係は、土木技術並にその史的・分析との関連的研究によりてのみ、はじめて社会法則的なものを把握することが可能であると考へられるのであるが、土木技術との関連については次章に於てとりあげることにして、ここでは、河川と溜池とに於ける灌漑水利権は社会現象面から見て、如何なる相異点があるかを、不充分ではあるが、

農林省慣行調査並に自己の調査資料を素材として、実証的に指摘し、次にこれら相異点の根源を私なりに考察して見たいと思ふ。

第2節 河川灌漑水利権と溜池灌漑水利権との比較

両者は、用水団体、権利成立原因、寛厳性、強靱性、其他に相異点が見られる。以下これらについて考察しよう。

第1款 用水団体（権利の主体）

用水団体に於ける相異点を指摘するため、農林省の昭和25年度の報告書から右表が得られる。

右表から、両者の用水団体の性格について、次の諸点を指摘することが出来る。

（1）申し合団体の数は、地域的にこれを見ると溜池の諸県において多く、特に溜池諸県の溜池灌漑地域にそれが著しい傾向が見られる。

（2）河川県内で見ると、河川灌漑地域よりは溜池灌漑地域の方が相対的に組合数が多い。

つまり、溜池地域が河川の地域に比して、小単位の組合が群集してゐることが理解できる。

溜池県の地方では河川・溜池両灌漑区域いづれも、この現象が見られるのであるが、特に溜池灌漑地域では一団体支配面積は平均5.4町歩にすぎない。

以上を要約するならば、河川県から溜池県に至るに従って、又同一県内に於ても、河川灌漑地域から溜池地域に至るに従って、申し合せ団体の数は相対的に増加し、支配面積の小なる数多くの水利団体を群集せしめていることが分かる。

それでは、申し合せ団体はそのようであるが、法的団体はどうなっているであらうか、資料としては不十分であるが、昭和25年の農林省農地局の統計から、水利組合法に基づく、用水団体数をとりあげて見よう。

右の表によると、東北、関東等の河川灌漑諸県においては、法的用水団体としての水利組合法による用水団体又は、市町村制に基づく用水団体が相対的に多数であって、近畿地

府 県	河 川		溜 池	
	団体数 (申合)	支配面積	団体数 (申合)	支配面積
青 森	114	7.109町	20	798町
岩 手	217	6.682	52	1.279
山 形	239	12.363	107	4.426
秋 田	461	25.809	20	1.152
1団体当平均 支 配 面 積		50.3町		37.9町
栃 木	75	3.999	-	
群 馬	347	9.783	53	572
埼 玉	12	1.407	2	216
山 梨	183	11.825	20	253
長 野	755	29.148	123	2.056
1団体当平均 支 配 面 積		40.1町		15.1町
新 潟	304	13.639	19	790
富 山	235	15.670	243	1.940
石 川	179	5.176	103	2.526
福 井	138	13.783	15	357
1団体当平均 支 配 面 積		56.4町		14.8町
奈 良	11	7.206	28	613
大 阪	1,227	4.775	4,063	23.496
兵 庫	3,544	29.617	273	5.417
広 島	5,700	29.428	9,035	31.015
山 口	1,422	14.291	1,657	8.073
香 川	428	5.424	1,143	17.352
愛 媛	1,576	6.745	440	4.722
1団体当平均 支 配 面 積		9.4町		5.4町

県 名	水利組合数	県 名	水利組合数
青 森	64	石 川	44
岩 手	30	福 井	56
秋 田	84	大 阪	58
山 形	92	兵 庫	10
栃 木	63	奈 良	28
群 馬	19	広 島	73
埼 玉	71	香 川	12
山 梨	19	愛 媛	134
長 野	44	佐 賀	17
新 潟	316	大 分	63
富 山	39	山 口	11

市町村制による用水団体（全国）

	河 川	溜 池
団 体 数	442	86
支 配 面 積	147.022 町	11.182 町
1 団 体 当 支 配 面 積	332.5 町	130 町

方のような溜池灌漑の諸県では、申合せ団体としての用水団体が多いことが理解される。

支配面積について見れば、法的用水団体が広大であって法外の申合せ団体が狭小であると言ふことができる。

このような用水団体の現象面の表現については、前章に於て、用水団体は、形式的には、

水利組合法上の水利組合、又は、土地改良法による土地改良区に改組されているが、実質的には、村落組合としての申合せ組合から法的団体としての土地改良区に至るまで、五つの型態を区分することができると指摘したのであるが、それらの事情を実証しているものであるといふことが出来よう。

従って、これらの用水団体の法的性質は、溜池を客体とする灌漑水利権の主体としての、用水団体は、申合せ組合が多数を占めており、しかも、組合性が濃厚であるといふことが出来よう。その必然的な結果として支配面積が狭小であって、団体の構成員が少数であるといふ結果になっているのである。たとへ構成員が多数である場合に、代表者的な機関を構成して、意思決定の総会的機能を果さしているが、その本質は社団に於けるものとは相異して、協団体意識の優位性を認められる村落自体として代表者地位にあるものだといふことができる。

これに反して、河川を客体とする灌漑水利権の主体としての、用水団体は、法的団体としての水利組合、市町村、土地改良区、等の用水団体が多数を占め、その支配面積も広大であって、団体の法的性質は社団性が濃厚である。

このことは、団体の構成員の増加に伴い、団体構成員の数の変化は、質の変化に作用して、団体の組合性が社団性に变化したと見るべきではなからうか。従って社団性を有することにより、実質と形式ともに法人格を取得しうるに至り、その支配面積の広大化と構成員の多数化を貫徹することが可能になるのである。

以上は、総体的水利権の主体としての、用水団体について、河川を客体とする場合と、溜池を客体とする場合との性格上の相異点を指摘したのであるが、この総体的水利権の内容としての個別的水利権、すなわち、施設管理権、分水権、通水権、用水使用権の主体関係はどのように相異なるであらうか。

この点を明らかにするため、前に述べた雄蛇池（溜池）水利権と比較する意味に於て、その規模も大体同一であり、しかも自然的条件（降水量その他天候）の類似せる同一郡内のものとして、村田川（河川）を客体とする小中川土地改良区の灌漑水利関係について、対比的考察に必要な限度に於て、その概要を述べて見よう。

（1）土地改良区の機関

小中川土地改良区には、意思機関として、総代会、執行機関をして理事、監査機関として監事がある。

総代会は、関係町村8ヶ町村から選任されたる、総代100人を以て構成し、理事及監事は、総代の投票により選任されるのである。その人数は、理事12名、監事4名である。

（2）灌漑施設及其管理

灌漑用水貯水のための堰堤と、用水導水路にして、その位置は、当該区域の最高位、標高960米に土堰堤を築造し、貯水を行ひ、自然放水により送水するものである。

土堰堤管理のためには、理事の補助機関として堰守1名を常置してある。

（3）配水の時期及方法

(a) 取入口に於ける取入時期及幹線水路の分水施設毎の配水時期。

通常取入口に於ける取入時期は、灌漑期終了後直ちに取入集水する。

分水施設毎の配水時期は大体4月上旬—5月末田植時期まで及除草期に大別することができる。

(b) 幹線水路の分水施設毎の用水配分方法。

分水施設毎の配水方法は規定的なものではなく、配水地域の状況により異なるが、大体苗代水以外は時間給水を実施しているようである。

昭和28年8月の実施状況は次のようであった。

第1号線関係

部 落 名	配 水 日 時
小中, 小食土その他4部落	自5日午前6時至7日午後12時
大網外3部落	自7日午後12時至9日午前12時
南富田, 北富田	自9日午前12時至11日午前5時
福田, 星谷	自11日午前5時至12日午前12時
北横川, 外4部落	自12日午前12時至15日午前10時

第2号線関係

部 落 名	配 水 日 時
平沢, 門の谷, 神房	自4日午前6時至6日午前5時
永田南部, 中原	自6日午前5時至8日午後9時
原台, 高田, 法目	自8日午後9時至9日午前9時
南横川南部	自9日午前9時至11日午前12時

排水幹線

部 落 名	配 水 日 時
下駒込, 経田	自10日午前5時至10日午後1時
有富田, 有横川(富田堰)	自10日午後1時至10日午後10時
南横川(今関堰)	自10日午後10時至11日午前5時
南横川(二間川合流点堰)	自11日午前5時至12日午前5時
南飯塚, 北飯塚, 木崎	自12日午前5時至12日午前12時
北吉田, 栗生野	自12日午前12時至13日午後3時

これらの時間配水の統制はすべて、堰守が水門の開閉をすることにより行はれる。

配水の基準は、大体灌漑面積によっている。又堰の深浅により分水量が測定し得る装置になっている。従って分水並に通水については、部落から特別に水利掛を差出して行ふ必要がない。

(c) 取入口及幹線水路毎の用水量と灌漑面積、取入口に於ける水量は、1631秒立方尺にして降水量を加算して、その用水量と灌漑面積を各施設毎に示すと次のようである。

灌漑施設名	用 水 量	灌 漑 面 積	灌漑施設名	用 水 量	灌 漑 面 積
用水路1号	110.86町尺	335.5町歩	二間川合流点堰	3.13町尺	9.5町歩
2号	70.61 "	213.8 "	南飯塚堰	5.51 "	17.6 "
駒込堰	5.38 "	16.3 "	栗生野分水堰	24.05 "	72.8 "
富田堰	6.44 "	19.5 "	今関堰	2.67 "	8.1 "

右の実態調査から次の点を指摘することが出来る。

（1） 個別的水利権としての、施設管理権、分水権、通水権は、用水団体たる土地改良区に帰属している。従って分水並に通水は勿論、堰堤の管理等は、土地改良区の執行機関たる理事又はその補助機関たる堰守によりて行使されるのである。

用水使用権だけが、構成員たる農民に帰属すると見ることが出来る。従って農民個人は、用水路の管理又は分水等の行為には雄蛇池の場合の如く関与しないのである。

この関係は近代化したる土地改良区程、より明らにか示されている。

例へば、利根川支川たる黒部川沿岸土地改良区の場合や、利根川本流の大利根土地改良区の場合、いずれも用水施設の管理たる揚水機、用水路の管理は、土地改良区の使用人たる技術員によりて実施され、配水行為も灌漑期たる5月中旬～8月中旬まで、これらの技術員によりて常時通水されているので、農民達は各自必要になるときに、必要量を自由に使用し得るようになっている。

（2） 同一水利団体内部に於ては、権利の強弱関係が存在しない。

分水量が時間配水ではあるが、総て、灌漑面積を基準として、これに耕地位置等を考慮し、平等に配水し得るように配慮されている。勿論土質、降水量その他の関係から技術的に不可能なる原因によりて、不平等なる実際の結果は生ずることはあるが、すべて平等を原則としている。

分水関係だけでなく、水利費の負担関係も平等である。土地改良区の地域により、施設関係から、個別的には多少の相異はあるが、黒部川沿岸土地改良区の場合は、水利費は反当300円とのことである。

これを要約するに、河川を客体とする灌漑水利権は、溜池を客体とする灌漑水利権に比して、近代化の程度が進んでいると見ることができる。

従って、水利権の構造は、複合性は分化して、単一化し、総体的小利権としての性格は稀薄となり、所謂近代的灌漑水利権と農民個人の有する用水使用権の関係のみが現象的に顕著にあらわれるのである。

水利権自体が近代化しているのであるから、同一用水団体内部に於ける権利相互間に強弱関係の存在しないのは勿論である。

ところで、そのように近代化したる灌漑用水利用関係の存在する農村社会は、近代化しているかといふと、そう簡単に結論することは不可能である。それは、水の使用といふ、末端に於ける現象は、そうであるが、土地改良区、そのものの機関構成について、未だその封建性を残存する所は、前章に於て論じたと同様に、河川灌漑地域に於ても相異がないのである。

このことは、農村社会が灌漑水利関係のみが支配的要因ではないこと、及びこれ以外に社会的、経済的、身分的要因が、農村社会の性格を支えているものであることを示しているのである。

第2款 水利権の寛厳性。

権利の寛厳性については法学上一般に使用されない觀念であるが、存在としての慣行上の権利を問題にする場合は、とりあげる価値のある性質のようと思ふので次にこれを問題にしよう。農林省の「調査書」によると、溜池灌漑の場合の分水は番水制が確立され、詳細なる規定によって統制されるが、河川灌漑の場合は、時には番水制が行はれるが、その多くは恒常的でなく、旱天の際の一時的措置の場合が多いようである（註1）。

ところで、溜池灌漑に於て多く実施せられる番水制度なるものは、用水不足の地域に於て行はれる特別なる配水法である。

元来用水源の充分でなかった我国では、この非常配水法としての番水制が全国的に慣行として普及しているのである。

その内容には、寛嚴の相異はあるが、中世以来の領主の同一地域支配の永く続いて来た特殊の地域か、又は近世に於て、一つのまとまった政治的領域としての領主並に大名領国内に於て出現している点は、喜多村氏及宝月氏の指摘する所である（註2）。

一般に番水は、分配上の公平、平等を主眼とするもので、配水強制上の順位を定める方式としては、（1）田植作業を中心として行ふ場合、（2）田植後の養い水に際して行ふ場合とを区別することが出来る。

田植に際して行なわれる番水即ち仕付水（植付水）に於ける番水制度は、一般に純粹の溜池灌溉に於て多く見られる。例へば、溜池灌溉の中心地といわれる奈良平野の場合でも、仕付水は小河川の水で行われ、番水制は、専ら池水専用の時期に行はれるようである。

従つて、番水制は、養い水に際して行はれるのが一般的だといふことができよう。

この番水慣行の具体的実態を大阪府中河内郡繩手町のものについて分析して見よう（註3）。

繩手町は、生駒山脈より流出する小河川と溜池によりて支えられている山麓の地であり、昭和の時代に至る現在に於ても大体6年目位に旱魃に見舞われる水不足の地帯である。

元来徳川幕府の政策は、豊臣家の囚縁の地、大阪を細分して、小大名や公郷或は天領に分与されたのであったが、それぞれの狭い封土が封鎖的に經濟を営み水利慣行については、種々の相違点を有したのである。

そのため、繩手町も5つの大字「河内」、「四条」、「六万寺」、「横小路」、「池の島」は、それぞれ水利については水利慣行となり、番水制度をもっている。

（a）河内の番水制度

河内は繩手町の北端であり、水源として「四条」との境界を流れる谷川と部落所有の山池中池、皿池の3つの他に私有池として清水池その他を持っている。

ここの番水は「毛かけ」即ち田植がすんで「毛がかかる頃」すなわち田植の終了後に始まる。

一般に半夏から番が始まるのであるが「手かけ水」（田植水）は主として谷川の水によってかけ放題にかけられる。

谷川と雨水でも尚「毛かけ水」が不充分であるときは、三つの村池の樋を抜いて「つづら落し」と称して、一時にどつと放水する。

水は反別割に割当られるが、番水は「毛かけ水」に対して用いられた谷川の水と「つづら落し」をして余った池水とで行なわれることになるが、三つの池及び谷川の給水地区は定まっているが「養ひ水」の問題として注目すべきは、水量の割当が地価をもって割当られ、しかも宅地及び山林を含む事実である。

番は12番に別れ、1番を24時間としているから12日に1回まわってくる事になる。

番水割当は土地所有者に割当られ、地主は更に小作に対して、それぞれ割当てることになる。

番水の費用負担は、水利人の日当として、土地所有者に水田反別割で徴集する。池の修繕費は町役場を通じ補助を府に申請し、充分でない場合は、同じく土地所有者に対し反別割で徴集するのである。

（b）四条の慣行

四条は空川の分水と3つの村池及び10余りの私有池とをその水源とする。このような3種類の水源のうち、番水がしかれるのは空川とよばれる谷川である。それも「仕付水」用としては行なわれない。

番水は空川の水によって、苗が仕付けられた後に、7月2日から始まるのであって、大体7月10日頃をもって終る。

番水は河内と同様地価をもって割あてられる。昭和22年迄は山林、宅地にも、地価によって割てられたのであるが、田地の宅地換が頻繁となり、宅地の地価が高騰したために、現在では宅地は地価の半額となった。畑地にも割当られるが田より地価安く、且つ番水時期も少ないのである。

番水方法は、番水を受ける田は、それぞれ川筋の便宜により幾人かがより集って1つのグループを作り、それを1番と称している。

四条ではこれが10番あり、1つの番に対して24時間の水が割当られるが、地価割で1番が24時間となる様にするのである。

番は前例通り土地所有者に割当られるから、大地主は2番も独占している者があり、地主がその水を自分の小作地にひき入れる。

1つの番を構成する者のなかで最も割あて時間の多い者は親株あるいは親番と称され、1つの番を構成する全体の田に割当てて残った時間や宅地を多くもっているために生じた不必要な水を自分の田にひくことが出来る。又村役になっている者も同様特に番水をうける。

こうした地価割と一連の関係にたつ不平等さを一方に強くもちながら、一方には例へば番の最中に雨が降り、谷川があふれ、どの田にも水もゆき渡るようになって、ずっと順番にまわしてゆく。

又この村池は一方特定の給水地域を持っており、これを「入地」と称している。「入地」以外の田は全く給水を受けない。

又入地によっても10分、7分、5分の区別があり、10分は田全体、7分は1反につき7畝、5分は5畝分の給水といふことである。

しかも「入地」は他の田と同様に谷川の番水をうける権利をもっているから、村池がかりの土地は、地価小作料共に最も高い。

田植時期における空川の補助として「つづら落とし」の他に、8月20日頃の「秋水」としての給水が村池の主たる機能であるが、同じく「つづら落とし」で放水される「秋水」の後に残った余水は入札によってうられるのである。この現象は仕付水には見られぬ一面である。

(c) 横小路の番水。

これは、縄手町の最南端であり、水の少いこの町の中でも最も少い地区である。

水源として主たるものは北から流れる山水と村有の溜池4つである。これに私有池を若干数える。

この山水は幅のせまい谷川であり、その上、上流の六万寺部落でも、利用されるので、横小路では水の問題は最も大きい。

私有の溜池は別として山水、村池は各土地に割あてられるが、それは土地所有者に対して割あてられ、その宰領によって小作地に分割される事は、前述の河内、四条と等しい。ただ横小路について特に注意されるのは番水が「仕付水」と「養い水」について、2種類のものとして行なわれる事実、更に「山水」といつた全くの自然水がやはり他の番水と等しく地価割に従っている事実である。

この番水制は6昼夜1回の割にわりあてられる番水であり、「仕付水」に対しては、村池の4つの補助を得て反別に応じて配水される。河内、四条に比して水の少ない横小路では、自ら番水制をとらざるを得ないのであるが、「仕付水」に際しては4つの村池が全部放水されるまで番水は行なわれるのである。

もとより「2分水—或は「3分水」と称して、2割や3割の水しか入らぬこともあるが、それは山水の量が特に少なかった年であり、ともかくも、4つの池は全能力をあげて反別割に尽く番水に供給されるのである。

8月に「修理水」と称して、その後に雨水等をためた水がやはり4つの村池から放水されるのであるが、これは番水割はなく、池の附近の田が自由にひくことになる。

番水は「養い水」であるが、昭和6年の番水割は次のように示されている。

「山水1回を6昼夜と定む。この時間72時間、それより村共有地、2分5厘、村土取場、2分5厘、白山尚武地、8厘、計5分8厘残し、残り71時4分2厘を地価に割あてて。

従つてこの番水制は、

(a) 山水といふ自然水にもかかわらず地価割であり、田地のみならず宅地、山林に対し等しく割あてること。

(b) 6時から6時までの12時間を1番とし、結局6日間で1巡すること。

(c) 給水時間の少ない者は、地価100円につき25分であるために、僅かの時間で番の受け渡しを必要とし、しかもその間不必要な時間を要するために、親株の必要を生じ、番の中での1番水の割あての多い者に合併し、その指導下に入るのである。

(d) 主として「養い水」に対し、この番水がとられる。私有地の溜池の水は、いふまでもなく専ら個人用であり、山水、村池の補助用として存在する。但し特別の水路がないから、水路は番水制が行われている時は自分の番の時しか使用出来ず、従って番水と同時に給水される。

以上繩手町における番水の内容から、しかも番水制は多くは溜池灌漑に於て実施されているといふ事実から次の点を指摘することができる。

(1) 溜池灌漑水利権は河川灌漑水利権よりも、厳格性の点に於て強い。すなわち、番水制が溜池灌漑に於て一般に布かれ、しかも、分水並に配水について細部の規定が存在するといふことは、その分水権の厳格性を示すものだといふことができよう。

(2) 溜池灌漑水利権は、河川灌漑水利権よりも農地所有権への從属性が濃厚であること。したがって、土地所有を媒介として、権利の強弱関係が現象面に表現されている。

番水割が土地所有面積により、単位番割に相異を生ずる点及負担額に相異を生ずるのは、この点を示すものである。

(註1) 農林省、農業水利慣行調査、302頁（大正6年）

(註2) 喜多村氏、日本灌漑水利慣行の史的研究

(註3) 大阪府編、大阪農地改革史

第3款 水利権の強韌性。

ここに権利の強韌性とは、権利内容の不変更性を言ふのである。すなわち、慣行水利権としての慣行の強さが、水利権の内容の変更性を妨げる事象を言ふのである。

この権利の強韌性が河川灌漑の場合と溜池灌漑の場合とにより相異するようである。

先づ実態の分析から始めよう。

「農林省調査書」から事例を2～3引用しよう。

事例(1) (同調査書109頁)

静岡県田万郡函南村稻妻堰の水利慣行「此の堰は函南村平井、粕谷、畑毛、仁田、及菲山村長崎の5大字用水の分水箇所なり。従来旱害の場合には争論絶へざりしが、大正2年用水路を石造に改良し、各分水量を確定せり云々……」

事例(2) 石川県石川郡手取川7ヶ用水慣行(調査書120頁)

「此の郡に於ける灌漑水の大部分は、手取川より引用するものにして、従前は、その右岸に於て、7ヶ所の取入口を設けありしが、一朝旱魃するときは、下流のものは、上流のものを饗応し分水を請ふ等、種々の弊害少なからざりしを明治31年度より明治34年度に涉り、県事業として工費17万円を投じ7ヶ用水を合併して、1箇所より取入れ、1つの大幹川を設け、その幹川中に於て各用水の灌漑面積に応じ、配水量を決定し、各別に水門を設けて分水せるにより、従前の弊害全く除去せらる云々……」

事例（3） 埼玉県北埼玉郡村君村上村君北方用水慣行（同調査書148頁）

上村君北方に設置せる一口坎樋は分水路の狭小なるに拘わらず、口径拡大なるため、旱魃の際、開放して流水するときは、水路の沿道に溢して多大の迷惑を来たし、それに反し、用水下流民は水引に非常に困難を生ずる場合あり。云々……」

以上3つの事例は、いずれも河川灌漑についてであるが、この事例から推定し得ることは、施設の整備により、慣行が変更し得ること又は変更の可能性のある慣行は、河川灌漑に多く見られるといふことである。

勿論溜池灌漑に於ても、慣行変更の事例はないわけではないが、その場合は、溜池そのものを用水源とすることを放棄して他に用水源を求めるといふことにより変革された事例が多いのである。例へば、満濃池の未流地域たる綾歌郡6ヶ村は土器川に接しているために最近に満濃池用水団体から脱退している（註1）。これに基づいて慣行に若干の変更を来たしているようである。

ところで慣行として、それが長く存続するためには、その技術的側面から見れば、一定の取水量が常に確定されている事実が必要である。

したがって溜池灌漑に於ける慣行の存続の強さは、その一定水量の貯水し得ることに原因があるといふことができよう。

もっとも河川灌漑の場合の水量の不確定性、そのものは水量の豊富をバックにして生ずるものではあるが、取水量の甚しく不確定であるときは、慣行と名づけられるものが初めから成立し得ないではなからうか。

一般的に見て、慣行が成立して、真に固定化するためには、何よりも取入水量の一定であることが条件となるのである。

溜池は、その築造の当時から一定の貯水量とそれに対する用水区域を持つがため、取水量の固定化に基づいて、慣行の固定性——強靱性を示すものであり、従って前に見たように、用水の節約を極力必要とするところから、厳密なる番水制度を形成せしめると同時に、後に考察するように部落共同体的性格を明らかに示すのである。

河川灌漑の場合は、その水量の不確定性に基づいて、そこに不十分ながら形成されている慣行は変容性に富み、表面的には、水論の多いことによって、慣行の強さを思はせるようであるが、それは一時的なのであり、慣行自体の不明確性に基因するものである。

したがって、その争論は、取入口の改修や、新たな土木工事で比較的容易に解決さるべき性質のものであり、そして又慣行自体も斯様な過程を経て、変革されて行くものが多いのである。

以上若干の事例に基づいて、溜池灌漑水利権は強靱性に富み、河川灌漑水利権はそれに乏しいことを指摘した積りである。しかもその根拠を一義的に技術的側面からのみ、結論したのであるが、これは技術面のみでなく、社会的、経済的要因との結びきを離れて、形成されるものでないことは、第3節、むすびの項に於て論ずることにしよう。

（註1） 喜多村氏、前掲書、第5章、第1節

第4款 権利行使に於ける村落共同体意識の強弱。

水利権行使の場合に於ける村落共同体意識の顕現と見られものには、第2款に於て述べたる権利の寛厳性の場合に於ける溜池灌漑の場合に於て、分水権行使の様相が多く番水制度が形成されていることは、この視点から見れば村落共同体意識の強さのあらはれであるといふことができるが、この款に於ては、別の事象を取りあげて、河川灌漑と溜池灌漑との村落共同体意識の強弱関係を考察して見ようと思ふ。

そのために、通常の場合に於ける権利行使ではなく、非常時と称すべき、旱天のときと、災害発生のときに於ける権利行使としての配水又は分水慣行はどのように臨時的措置がとられるであらうかについて考察して見よう。

(1) 旱天の場合

旱天時に於ける臨時措置としては、河川、溜池いずれの場合も、作付制限或は一部の作付放棄が行われる。

しかし溜池の場合は、作付制限を出来得る限り少くしようとする努力が見られる。

次の表は、香川県溜池地帯の昭和14年に於ける不植田の程度を示すものである（註1）。

（昭和14年）不植田指数の分布（香川県讃岐平野）

割 合	50%以上	50～10%	10～1%	1～0%	0%
町 村 数	5	15	49	64	39

この表は、不植田率が溜池地域に於て殊に小さいといふ現象を示すものと考へられる。これは、一定量しか保有し得ない用水の溜池地帯に於ける旱魃時の現象としては、一見矛盾する現象のようであるが、それはその部落共同体意識の強さにより、斯る現象があらわれるものと理解するのである。

又「農林省調査書」に示される次の事例も同様に理解すべきではなからうか。

事例（1）一和歌山県海草郡名村の溜池慣行（註2）。

「二海草郡貴志、直川、紀伊、山口、西山東、安原の諸村にては、溜池懸地にて、旱魃の場合、最後1回の給水量が全懸り区域を灌漑する水量に足らざる時は1反歩1回の引水量金を入札に附し、金銭を対価として用水を1小区域に灌漑する事例少なからず、そしてこの入札金は該溜池の維持費に充つ云々……」

事例（2）大阪府中河内郡の溜池慣行（註3）。

「旱魃に際し、溜池の残水を以て下流全部を養ふこと能わざるに至りたる時は、配水することをやめて、残水全部を入札方法に依り高価の希望者へ売却する云々……」

斯様な措置をとることにより、現象的には、同一水系に於ける農民名自の作付比率を平等ならしめるといふ結果も生ずるのである。

従って、それは部落共同体意識の強さの表現の一側面と見られよう。

これに対して、河川灌漑地域に於けるものは、溜池地域の平等的な作付制限に対し、特殊の地域的な作付制限が行はれる場合が多く見られると一般に指摘されている（註4）。

その最も多い具体的な例は、旱魃に際しての古田尊重主義であり、作付制限の順序を先づ新田から行ってゆく形である。

この古田尊重主義は徳川時代に於ける租税制度に基づくものとして説明されている。

このような旱魃時に於ける新田の作付放棄の慣行は、河川地域には極めて多く見られる現象であるが、溜池地域にありては、その設立の当時から一定範囲の水田地域への灌水を目標に、その要求をみたし得るような規模で池の築造が行われ、用水区域が規定されるのであって、用水区域は最初から予定され、決定され、しかもそれらの区域内村々の主なる負担に於て営まれ

ることを原則としている。

従って用水区域の拡張も特別の場合以外は不可能であるのである。

かゝる理由により河川灌漑と溜池灌漑とは、村落共同体意識の点についても根本的に相異なる性格が存在するのである。

（2）災害の場合

次に災害の場合に、村落共同体意識が両者について如何に異なるかを見よう。

この点についても「慣行調査」に基づいて考察する。

「調査調査」を通じて見ると、東北地方、例へば青森、岩手、福島、等の冷害がその適期を過ぎたる田植に原因することが明らかである。

それらの諸県の慣行の中には、

「上流の地域の植付完了後にあらざれば仮令用水に余りあるも、下流に於て使用せざること、となして居るため」、又は「往古より八十八夜、二十日を以て水戸溜をなし始めて用水を引水する慣習にして、その時日を伸縮し能はざるため」等の規定の存在によって、田植の時期を失したり、冷害により意外の凶作を来たしているのである。

そしてしかも、斯様な事例は、多くは河川灌漑地域である。

このことは、河川灌漑地域に於ては、河川の水量の相対的豊富と不確定性に基づく、田植時期の浮動性が、水利慣行と結付いて発生する現象だと見ることが出来よう。

これに反して、溜池灌漑地域に於ては、溜池の水量は、不充分であるが確定的で田植の時期そのものの巾も少く、固定的ならざるを得ず、そのために前に述べたように、詳細なる番水制度を布くことによりて、節水に努められる結果、反面には、同一水系に於ける田植時期は強制的に同一時期に実施されることとなるのである。

以上、旱天の場合と、災害の場合について、河川灌漑と溜池灌漑について村落共同体意識の強弱のあらわれ方を見たのであるが、いずれの場合に於ても溜池灌漑の場合の方が村落共同体意識の強さが濃厚にあらわれていると結論することができよう。

（註1）河野一夫、讃岐平野の旱害地域（地理学評論 16 卷）

（註2）農林省、水利調査書、292 頁

（註3）農林省、前掲調査書、249 頁

（註4）喜多村氏、前掲書（新田開発の問題）

第3節 む す び

これまで、調査事例に基づいて、溜池灌漑水利権と河川灌漑水利権との相異点を指摘し、その根拠を簡単に部分的に明らかにして来たのであるが、本節に於ては総括的にこれを取扱ふことによって、本章のむすびとしよう。

前節で見たように、溜池灌漑水利権は、河川灌漑水利権に比較すると、

- （1）水利権の主体としての用水団体は、申合せ団体が多く、その性格は組合性が強いこと。
- （2）権利の寛厳性特に分水権に於て、厳格性が強くあらはれ、詳細なる番水制をとるものが多いこと。
- （3）権利の強靱性に於ては、表面的には河川灌漑の場合も強いような側面もあるが、総じて溜池灌漑に於て大であること。
- （4）権利行使に於ける村落共同体意識は強くあらはれていること。

等の諸点が要約せられる。

ところで、これらの相異点形成の根拠は何んであるか、技術的、部分的な要因については前

節で指摘したのであるが、ここではより総括的、根元的に分析して見よう。

それを探求する手掛りとして、両者の灌漑水利権の権利形成の原因を筆者が調査したる、千葉県事例から帰納的に論ずることとする。

昭和29年8月に千葉県内主要なる河川及溜池について水利権の成因原因を調査した結果は次のようである。

河川又は溜池名	用水団体の性質	権利成立原因	権利取得年代
利根川	土地改良区	水利組合設立による	昭和27年
小櫃川	"	土地改良区設立による	昭和28年
小糸川	"	水利組合設立による	昭和7年
平久里川	"	"	昭和22年
夷隅川	"	"	昭和13年
一の宮川	"	"	昭和13年
作田川	"	耕地整理組合設立による	大正6年
栗山川	"	水利組合設立による	大正6年
草刈ぜき	申合組合	慣行による	元和元年
山田池	"	"	文化年間
雄蛇池	"	"	慶長19年
平山貯水池	"	"	天保9年
大上ぜき	"	"	寛永年間
武田ぜき	"	"	天正年間
金山貯水池	"	"	慶応2年
置上ぜき	"	"	貞享4年

右の表で明らかなように、溜池灌漑の場合は、水利権の成立原因が慣行に基づくものであって、しかも成立の年代が近世期である。

もっとも、この表は千葉県の事例であって、これからすべてを類推することは正当ではないが、全国的に見ると、溜池灌漑施設は、中世又は近世に於て築造せられたものが多い点を研究者は指摘している（註1）。

したがって、溜池灌漑水利権の河川灌漑水利権と異なる点は、溜池灌漑水利権がその成立が主として慣行に基づいているものであってその成立の年代が近世又はそれ以前であるといふことに因るものであると思われる。何んとなれば、慣行そのものによって成立せる権利関係であるならば、権利そのものは、社会、経済的条件に支へられて形成せられたものであるから、その基盤をなす所の社会経済的条件の変化しない限りは、権利関係は存続する結果となり、それが水利権の強靱性を示すことになるであらう。

又成立年代が近世期もしくは、それ以前のものが多いといふことは、権利関係自体が近世的性格を保有することである。といふのは、近世以前に成立せるものであっても、中世的水利秩序は近世に於て、近世的な水利秩序に再構成されており、しかも、それが現在にまで温存されているからである。

ところで、近世期に於ける用水団体は如何なるものであったかといふと、それは、村落組合又は村落連合組合であり、しかも法的性格は、単一的総体権と複多的個別権の組織的結合という徴表を呈示するところの結合体であって、歴史的事実の示すところによれば、それは「惣」としての村落の変種と見るべきもので、徳逸の *genossenschaft* と同一の性格を有するものであると一般に論ぜられてゐる（註2）。

したがって、近世又は、それ以前に成立せる場合の多い溜池灌漑に於ける用水団体が村落又

は村落連合組合としての申合団体が多く見られる結果となるであらう。（未完）

（註1） 喜多村氏，前掲書，

（註2） 大竹氏，近世農業水利組合の性格（法学14巻2号）